

文教厚生委員会記録

令和8年5月26日（火）

10時05分～15時02分

全員協議会室

【委員】足立委員長、遠藤副委員長、

岡山委員、花田委員、森谷委員、串崎委員、芦谷委員

【議長・委員外議員】

【執行部】

〔健康福祉部〕久保健康福祉部長、木原高齢障がい福祉課長、棕木健康医療保険課長、

紀健康医療保険課健康増進担当課長、龍河子ども・子育て支援課長

〔市民生活部〕井上市民生活部長、前本環境課長、小林税務課長、久保資産税課長、

道山国スポ・全スポ推進室長

〔教育部〕久佐教育長、佐々木教育部長、藤井教育総務課長

〔上下水道部〕草刈上下水道部長、右田水道管理課長、谷口工務課長、大上下水道課長

【事務局】山崎書記

議題

1 執行部報告事項

- | | |
|--|-------------------------|
| (1) 令和9年度国県重点要望事項について | 【健康医療保険課】
国スポ・全スポ推進室 |
| (2) 地域生活支援事業について | 【高齢障がい福祉課】 |
| (3) 地域包括支援センターを介した居宅介護支援の依頼件数について | 【高齢障がい福祉課】 |
| (4) 高齢者人口等の推移について | 【高齢障がい福祉課】 |
| (5) 島根大学医学部医学科『地域枠』及び市内看護学校卒業生・入学生の
状況等について | 【健康医療保険課】 |
| (6) 令和8年度 浜田市国民健康保険料率について | 【健康医療保険課】 |
| (7) 定期の予防接種について | 【健康医療保険課】 |
| (8) 令和8年度幼児教育・保育施設の変更点と未就学児童の状況について | 【子ども・子育て支援課】 【教育総務課】 |
| (9) こどもの権利に関する条例制定のスケジュール案等について | 【子ども・子育て支援課】 |

- (10) 令和7年度ごみの排出量等について【環境課】
- (11) 令和8年度 軽自動車税の当初賦課状況等について【税務課】
- (12) 令和8年度固定資産税の当初賦課状況等について【資産税課】
- (13) 第84回国民スポーツ大会について【国スポ・全スポ推進室】
- (14) 旧金城支所庁舎の解体工事中における浜田市立金城図書館の開館について【教育総務課】
- (15) 水道料金の改定に伴う市民周知について【水道管理課】
- (16) 浜田市工業用水道事業経営戦略の改定について【水道管理課】
- (17) 浜田市下水道事業経営戦略の改定について【水道管理課】
- (18) 第3次浜田市水道ビジョンについて【工務課】
- (19) その他
 - (配布物)
 - ・ 放課後児童クラブの入会状況について【子ども・子育て支援課】
 - ・ 令和8年度子育て支援ガイド【子ども・子育て支援課】
 - ・ 令和8年度 運動会及び学習発表会等日程【学校教育課】
 - ・ 令和8年度 学校別児童生徒数一覧表【教育総務課】【学校教育課】

2 議会による事務事業評価の進め方について（委員間で協議）

3 その他

- (1)行政視察について（委員間で協議）
- (2)取組課題について（委員間で協議）

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

〔 10 時 05 分 開議 〕

○足立委員長

ただいまから文教厚生委員会を開会する。出席委員は7名で定足数に達している。

レジュメに従って進めていく。今日は執行部報告事項が18件ある。まず、執行部から提出に至った背景やポイント等を説明してもらい、その後、委員から質疑を行う。説明、質疑、答弁については、簡潔明瞭に願います。

1 執行部報告事項

(1) 令和9年度国県重点要望事項について

○足立委員長

執行部から説明をお願いします。

○健康福祉部長

令和9年度国県重点要望事項について説明する。資料は2種類ある。一覧になっている4ページの総括表と、要望内容を詳細に記載している9ページの資料の2つを用いて説明する。5月15日、市議会議長にも同行してもらい、県知事、県議会議長へ要望に伺った。当日は、都合により、副知事、副議長に対する要望となった。

まず、文教厚生委員会に関係する部分は、総括表の1ページのナンバー4、5、総括表の2ページのナンバー12、13、14である。なお、12番と14番は、知事要望分と重複するので、説明を省略する。

まず、健康福祉部関係について説明する。内容については、9ページの資料を参照されたい。1ページの下段の4番目、医師・看護師等医療従事者確保対策についてである。医師・看護師等医療従事者確保は非常に重要な課題ということで例年継続して要望を続けている内容である。現状、県では様々な取組をしているが、地域の状況としては、勤務医師の充足率が伸び悩んでいること、中核病院における診療科の偏在が顕著であること、常勤医のいない診療科もあること、特に市街地での医療機関の閉院が続いているといった厳しい状況がある。また看護師についても、令和7年度末に浜田准看護学校が廃校となり、浜田医療センター附属看護学校の役割がますます増している状況にある。こうした状況の中で、地域の特性を踏まえた医師確保計画が着実に実行されることを県にお願いするとともに、医療従事者の確保や診療科の偏在の解消について、引き続きの支援をお願いしたものである。

続いて、資料の4ページ、13番目の浜田医療センター支援についてである。要望項目は2項目あるが、2項目の新規事項について説明する。2項目は、浜田医療センターに県からの医師派遣を行うための法改正についてという要望である。医療センターへの医師派遣は多くあるが、県からの派遣は受けていない。公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律があり、国立病院機構に属する医療機関には、地方公務員の派遣が今のところ位置付けられていない状況によるものである。

今後、県からの派遣も求められることが想定されるため、国立病院機構においても国へこの改正について働き掛けをしているところである。県においてもこの働き掛けの後押しをお願いするとともに、この改正が実現した際には、県にも派遣に関する条例があるため、こちらの対応についても速やかをお願いしたいということを要望したものである。健康福祉部関係については以上である。

○市民生活部長

続いて、市民生活部の要望について説明する。市民生活部については知事要望分の5番の国民スポーツ大会の開催に向けた運営経費の支援についてである。また、この項目は部長要望の14番と同じ内容になっている。詳細資料の2ページ、5の項目を参照されたい。2030年に本県で開催される予定の第84回国民スポーツ大会において、本市ではサッカー、ビーチバレー、体操、軟式野球、ゴルフが正式競技として、また綱引きが公開競技として開催されることとなっている。国民スポーツ大会の開催に当たっては、各競技会場の市町村において運営経費や施設整備費が大きな負担となっているところである。とりわけ近年では、物価高騰や地球温暖化の進行に伴う熱中症対策のために、大会運営に係る経費が増加しているところである。特に、温暖化の進行による気温の上昇や猛暑日については今後も増加することが見込まれている。このため、熱中症対策に要する経費などがさらに増える可能性があることから、運営経費について財政的な支援をお願いしたものとなっている。説明については以上である。

○足立委員長

それでは質疑を行う。委員から質疑はあるか。

○芦谷委員

1点伺う。5番目の国民スポーツ大会の関係である。これについては、7年度中に全国組織が浜田に入って、視察・下見があったと聞いている。そこで指摘事項があったと思うが、その指摘事項に対して、予算化をして本年度以降事業をするということになると思うが、その辺の認識と、改修などの進捗状況について伺う。

○市民生活部長

各施設の改修については現在、基本計画を立てて改修項目について決定しているところである。これについては、本年3月5日の文教厚生委員会において大会競技会場の整備について、おおよその内容と概算経費について説明したところである。進捗については、本年この基本方針に基づき実施設計を行うことになっている。今後本年実施設計を行い、令和9年、10年で施設整備に取り掛かりたいと考えている。

○芦谷委員

この文面に「運営経費や施設整備費」という文言があるが、施工する場合に県の所管方と突き合わせをしながら進めておられるのか。

○国スポ・全スポ推進室長

施設整備については、県の補助金要綱が出ているので、県と協議しながら進めているところである。運営については、まだ県の方の補助金などの要綱が全く示されていないので、これから示される中で、今回の要望でより充実したものということで要

望している状況である。

○足立委員長

他にないか。

○遠藤副委員長

江津の済生会においては新聞報道等で、年間の赤字が3億数千万であったような記憶がある。医師や看護師の充実はもとより当然だが、収支の部分についても、浜田市においてはどこあたりまで関与しているのか伺う。

○健康福祉部長

7年度の最終的な収支額は伺っていない。ただ医療センターが行う運営会議等には出席しており、経営状況、収支の状況についても報告を受けている。先ほど済生会の報道があったが、医療センターも昨年度赤字を計上した。今年度も結果として改善されているわけではないので、やはり億の数字の赤字が見込まれると受け止めている。

○遠藤副委員長

済生会においては地元である江津市がある程度の支援をしているような形で何とか維持をしている形だと思う。浜田の医療センターにおいて、今後医療センター側からの収支の部分に関して支援の話が出てくるかどうか、考えを伺う。

○健康福祉部長

今年度は救急に関する補助ということで予算計上した。昨年度は医療センターの話の中で、機器整備に関する予算計上をしている。医療センターとはこれまで担当レベルでいろいろ相談しながら、どういったことが必要なのかすり合わせをしながら支援を行ってきている。今年度はさらに市長や副市長にも協議の場に加わってもらい、相手方の要望や市としてどのように取り組んでほしいかも医療センターと共有しながら、必要な事案について要望も受けながら対応を考えていきたいと思っている。

○足立委員長

他にないようであれば次の報告事項に移る。

(2) 地域生活支援事業について

○足立委員長

執行部から説明をお願いする。

○高齢障がい福祉課長

3月の予算決算委員会において、6月議会の委員会での報告を求められていた、地域生活支援事業の受託要件と選定基準について説明する。まず1点目、障がい者相談支援事業である。受託要件は、常勤の相談支援専門員が配置されている指定特定相談支援事業所であること。浜田圏域自立支援協議会に参画し、圏域の関係機関の連携強化などを行うこと。福祉サービスの利用援助、社会資源を活用するための支援など8つの業務を実施できる支援体制、及び職員の専門性を有していることである。

事業者選定時の基準は、受託要件を満たしていること。受託事業所同士で相互に連携し、相談支援体制の構築が見込める実績があること。

浜田圏域自立支援協議会に積極的に参画し、相互に連携を図っている実績があること。障がい者の課題解決を最優先に事業実施できる見込みがあることである。

続いて次ページ、居住サポート事業である。受託要件は、常勤の相談支援専門員が配置されている指定特定相談支援事業所等であること。事業者選定時の基準は、できる限り多くの課題を発見できる見込みがあること。退院支援、施設や病院から住み慣れた地域での自立した生活へ移行するための支援実績があること。障がい者の課題解決を最優先に事業実施できる見込みがあることである。説明は以上である。

○足立委員長

それでは質疑を行う。委員から質疑はあるか。

○森谷委員

新しく立ち上げて事業を行うところは実績がないが、そういうところを排除しているように見受けられるが、どのような考えで「実績があること」としたのか。

○高齢障がい福祉課長

現在の委託においては、先般の委員会でも答弁したが、従前から同じ事業所に委託をしている現状にある。先般の委員会でも指摘受けたとおり、今後事業者選定をする際の基準については改めて再考していく必要があると考えているが、当事業の実績については、この事業自体の実績ではなく、現在その法人等がやっておられる事業の実績ということで確認したいと思っている。

○森谷委員

既存の事業所から独立し新しく会社を起こして参入しようとする人は、個人的には実績があるように見受けられても、会社としては1年生である。そうするとこれに当てはまらない。会社の実績というよりも携わった人の実績の方が大切ではないか。

例えば、実績ある会社がセミの抜け殻になり、半分や8割の人が辞めてしまった場合、その会社の実績が引き続き引き継げるはずはない。だから、人的実績なら分かるが、会社の実績に限定するのはずれているのではないかと思うがいかが。

○高齢障がい福祉課長

まず、受託の要件として、常勤の相談支援専門員が配置されている事業所であることという要件がある。個人の相談支援専門員のスキルや経験も問うていく必要はあるかと思うが、あくまでも委託においては法人との委託契約ということを考えているので、総合的な評価としては法人のところで確認をしていきたいと考えている。

○森谷委員

質問に対する答えになっていないと思う。セミの抜け殻になった場合、その法人は実績があるように見えても中身は空っぽである。スキルのある人たちが辞めてみんなで会社を起こした場合、逆に新しい会社の方がスキルはあるし人にくっついていて実績はあるが、選定基準には「実績があること」となっている。個人の実績だったら納得いくし、個人・法人も含めた形でも良いが、法人の実績があっても人がいなくなってしまうと、ただの見せかけの砂上の楼閣のようなものである。そこをどのように考えているのか。

間違っている実績ではないかと言いたいのである。

○高齢障がい福祉課長

確かに活躍しておられた相談支援専門員が抜けられると、そこにスキルのある方がおられないというところで、委員が言うセミの抜け殻のような状況になってしまうのかもしれないが、あくまでも「構築が見込める実績があること」という実績のところで質問受けていると思う。そういったところについては、今回示しているのは令和8年度の委託に当たっての要件として担当課で考えていた基準であるので、次年度以降に基準を定めるときには、委員から指摘受けた点も含めてもう一度選定時の基準を考えていく必要があると考えている。

○森谷委員

巧遅よりも拙速を重んじるということ。ゆっくり正しくきっちりやるよりも、スタートが早く完璧じゃなくても良いからという言葉もある。過ちを改むるにはばかりことなかれと。突っ張らないで、少しおかしいなと思ったらどんどん変えていくということを頭に入れながらやってほしい。

○足立委員長

少し教えてほしい。予算委員会でのやり取りの中で、どのような基準かという問いに対して明確な部分がなかったことに対し、執行部が今回出されたものだと思う。これはこれまでもあったのか、それとも指摘があって令和8年度から明文化されたもののなのか、流れを教えてほしい。

○高齢障がい福祉課長

明文化をしたものはなかった。このたび明文化をとという話を受け、明文化はしていないが担当課においてはこういった基準でやっていたというところで、こちらを示したものである。

○足立委員長

であるならば、先ほど森谷委員も言われたが、これはおそらく随意契約による委託だったと思う。今後これを浜田市の独自の基準として年を重ねるごとにより良いものにしながら、かつ既存の事業者だけでなく間口は広い方が良いので、そうした意味だと新規を排除するものではないという解釈でよいのか。

○高齢障がい福祉課長

その解釈で結構である。

○足立委員長

他に委員から質疑はあるか。ないようであれば、次に移る。

(3) 地域包括支援センターを介した居宅介護支援の依頼件数について

○足立委員長

執行部から説明をお願いします。

○高齢障がい福祉課長

3月の予算決算委員会において、6月議会の委員会での報告を求められたものであ

る。包括支援センターを浜田市社会福祉協議会に委託した令和4年度から令和7年度までの依頼件数を掲載している。この間、30事業所に合計389件を依頼している。

○足立委員長

それでは質疑を行う。委員から質疑はあるか。

○芦谷委員

全体を見て思うが、合計のところは令和4年度から令和7年度までで、件数が74、121、86、108と増減している。こういったことの背景や要因が分かればお願いします。

○高齢障がい福祉課長

件数が年によってまちまちな状況があるが、令和4年度からは大体増加していると担当課では認識している。これは浜田市社会福祉協議会へ委託した地域包括支援センターに相談がしやすくなったことの表れだと捉えている。

○芦谷委員

増加もしているが、令和6年度は減っている。その要因が分かればお願いします。

○高齢障がい福祉課長

令和6年度が確かに減少しているが、減少に転じたところの分析までは正直できていない状況である。

○芦谷委員

それでは令和3年度までの市が直轄をしていたときの件数の傾向について、ざっくりでも分かれば、社協に委託をしてどうなったのか分かるのでお願いします。

○高齢障がい福祉課長

令和3年度までの状況であるが、50件も満たないような状況であった。

○足立委員長

他に質疑はあるか。

○足立委員長

この数字を見ると、例えばDとEは令和4年度、5年度は数字がある程度多いが、令和7年度は3件と4件というところもあれば、Rでいうと2、7、5、令和7年度に至っては12件といきなり増えている。地域別も当然あると思うが、居宅介護支援事業所の人員の配置等も鑑みて、社協はそこを上手に割り振りされたという理解でよいか。

○高齢障がい福祉課長

まず居宅介護支援事業所の選択については、あくまでも利用者もしくはその家族がされることになっている。相談があった際には、利用者等からどの地域に住んでいるか、ケアマネジャーは男性か女性か、年齢的なところなどの希望があれば、その希望に沿うような居宅介護支援事業所をいくつか提案している。その提案の中で、こちらにお願いをしたいということがあれば、地域包括支援センターから居宅介護支援事業所に打診をする。その時点で居宅介護支援事業所が持っている利用者の数がもう多い場合や、居宅介護支援事業所にいるケアマネジャーの人数的なところで受けられないということも発生しているようではあるが、基本的には公平中立なところで地域包括支援センターは居宅介護支援事業所に依頼をしているという状況である。

○足立委員長

居宅介護支援事業所に包括からケースを依頼する際に、利用者側からの希望は当然第一だと思うが、その希望どおりにならなかったときの調整なども包括支援センターの方で全てされた上で居宅介護支援事業所の選定をしているかと思う。

包括支援センターから経由して紹介した場合の、その後の追跡など包括支援センターは特にタッチされていないのか、それともケースはある程度追跡しながら動向を見られているのか教えてほしい。

○高齢障がい福祉課長

包括支援センターでは、それぞれの居宅介護支援事業所が何人の利用者を受け持っているかというところは把握していない。委員が言われるように、この居宅介護支援事業所にこの利用者をお願いした、例えば3年後や5年後といったところまでは、包括支援センターでは追っていない状況である。

○足立委員長

他に質疑はないか。次に移る。

(4) 高齢者人口等の推移について

○足立委員長

執行部から説明をお願いします。

○高齢障がい福祉課長

高齢者人口については、平成29年の1万9,750人をピークに年々減少している。

高齢者以外の人口の方が高齢者人口よりも減少率が大きいため、高齢化率は前年度に比べ0.35ポイント増の39.18%と過去最高になっている。高齢者の世帯状況を見ると、その他世帯構成員数が年々減少しているため、同居家族による介護の力が弱まっているのではないかと受け止めている。地域別・地区別の男女別高齢者人口については、2点目、3点目に記載をしているとおりである。続いて、次ページの要支援・要介護認定率については22.84%で、前年度比で微増している。高齢化率が増加する中で現在の認定率を維持できているのは、介護予防に関する普及啓発活動の成果として、高齢者の健康意識が高まっていることや、健康管理や介護予防活動に取り組む高齢者が増えてきているためと認識している。

○足立委員長

それでは質疑を行う。委員から質疑はあるか。

○森谷委員

数字が並んでいるが、この数字を喜ぶべきと見るのか悲しむべきと見るのか少し判断がつかない。これをどのように見るのか。1ページの最初の表の高齢者人口が減っていると言われた。昔は高齢者が増えていると心配だと言っていたような気がする。

減っているから喜ぶべき数字なのか、憂えるところとそうでないところを簡単に説明してほしい。

○高齢障がい福祉課長

高齢者人口が減るというところは、憂えるところでもないが、喜ばしいところではないかと思う。やはり元気な高齢者が長く生き続けていただくということは喜ばしいところだと思っているので、高齢者人口の数字だけを見て良い悪いということはできないかと思っている。委員の質問の中で、どこが憂えるポイントで、どこが喜ぶポイントかというところであるが、やはり心配なところは高齢化率の増加である。

あとは、高齢者の世帯の状況というところで、その他世帯の構成員数が年々減っている。これは高齢者と同居している若い方が減っているということなので、高齢者だけで生活をされる世帯が増えてしまうというところは心配をしていく必要がある点かと思っている。また、次のページの要支援・要介護認定の推移であるが、やはりこの認定率というところは注視していく必要があると思っている。認定率が高いということは、それだけ介護を必要とされる体の状態にある高齢者が増えているということになるので、ここは注意深く見ていく必要があるポイントだと思っている。

○森谷委員

ということは、1ページの一番上の表の高齢者人口は減っているが高齢化率が高くなっているということは、逆ピラミッド型で心配であると。少ない若者が高齢者を支えなきゃいけないという、逆ピラミッドの面積は減ったけれども、下の部分が狭くなって余計に逆ピラミッド化しているということか。

○高齢障がい福祉課長

そのとおりである。

○森谷委員

次のページの一番上の表を見ると、要支援者が軽い方で、要介護が重い方である。これを見ると両方減っていれば良いが、軽い方は増えて重い方が減っている。この読み取り方はどう読めばよいのか。

○高齢障がい福祉課長

要支援については、介護の状態、介護度が低く、まだ周りのサポートが必要ないという状況である。要支援については予防的観点のところ強い面があるので、高齢者が早期に要支援認定を受けることで、介護予防のサービスを受けることが出来るようになりその体の状態を維持することができるというメリットがあるため、ここが増えるのは良いことかと思っている。逆に、要介護認定というのは要介護1から5まであり、要介護5になればほぼ寝たきりの状態で手厚い介護サービスが必要になるというところで、日常生活のサポートをしていくサービスの必要性が高まってくるところであるため、要介護の認定者数は少ない方が良いものと認識している。

○森谷委員

要支援と要介護を足してみると、令和4年度は4,500人弱、令和8年度は4,215人となっているので、合計数は減っているため喜ばしいことだと思う。なぜ要支援が増えているのかというと、軽い方から重い方に行く人が少なくなっているという感じである。トータルでも認定者は減っているが、特に軽い方から重い方に流れる人が少なくなっているということで、これは良い傾向だという認識で良いか。

○高齢障がい福祉課長

要支援の状態にあった方が要介護になられたという、介護度がどこからどこに移行したかという正確なデータを持ち合わせていないので明確には回答しがたいところはあるが、確かに要支援から要介護に移行される方が少ない、要支援のままで維持をしている方が多いというところは良い傾向にあるものと考えている。

○足立委員長

他に質疑はないか。

○芦谷委員

一般論であるが、全国の介護認定率が大体19%くらいである。東北が高くて、島根県も高い。伺いたいのは、島根県内でも浜田圏域が高い。浜田よりもおそらく1.5ポイントくらい江津市が低い。令和8年度の全国の認定率と、島根県はいくらで、できれば浜田市の位置が分かればお願いします。

○高齢障がい福祉課長

直近のところでの数値は持ち合わせていないが、近いところでは、令和5年の10月末時点で、全国平均が19.3%、島根県の認定率が20.9%という状況にあった。確かに浜田市の認定率が全国平均、県平均よりも高いという現状にはある。

○足立委員長

他にないか。ないようであれば次に移る。

(5) 島根大学医学部医学科『地域枠』及び市内看護学校卒業生・入学生の状況等について

○足立委員長

執行部から説明をお願いします。

○健康医療保険課長

令和7年度卒業生及び令和8年度入学者の状況について説明申し上げます。まず、この春卒業した学生の状況である。1、島根大学医学部医学科「地域枠」については、浜田市出身の卒業生2名は、本年4月より浜田医療センターにおいて初期研修医として勤務を開始している。2、浜田医療センター附属看護学校については、卒業生35名のうち、約半数に相当する17名が浜田医療センターへ就職している。本校は当センターにおける看護師確保の要となる重要な施設であると認識している。3、浜田准看護学校については、本年3月をもって閉校した。最後の卒業生4名のうち2名が市内の医療機関へ就職している。資料では「浜田市1、その他2名」となっているが、その他2名のうち就活中であった1名が市内に就職が決まったので、浜田市内は2名となっている。

続いて、資料裏面の入学状況である。1、島根大学医学部医学科の地域枠については、本年度浜田市からの入学者はいなかった。2、浜田医療センター附属看護学校については、定員40名に対し36名が入学した。

出身地別の内訳は、県内出身者が34名、うち市内出身者11名、県外出身者が2名となっている。

最後に、浜田准看護学校については、閉校に伴い令和7年度より募集を停止している。

○足立委員長

それでは質疑を行う。委員から質疑はあるか。

○串崎委員

2ページ目の浜田医療センター附属看護学校の令和8年度入学者数36名について。その下に「入学者のうち男性6人、女性30人」とあり、合わせて36名だと思うが、その下に「一般が15人、推薦が23人」とある。足せば38名になる。この辺はどのように見ればよいのか。

○健康医療保険課長

これについては、一般で15人、推薦で23人、総合型選抜で4人の合格者があったが、そのうち一般等の中で辞退者が7人おられたので、1年生の入学者は35名となっている。

あと1名は編入という形で浜田医療センター附属看護学校に入学しておられる。

○串崎委員

理解した。辞退者の方はどのような理由か。

○健康医療保険課長

合格はしたものの、この後に大学への入学が決まったのでそちらの方に行かれたと聞いている。

○串崎委員

理解した。あと気になるのが、本年度36名ということで年々少しずつ人数が減ってきている。人口減少か魅力がないのか分からないが。これについてももう少し浜田の学校が良いというようなPRや考えはあるか。

○健康医療保険課長

看護学校の方も入学者が減ってきている現状については心配しており、今浜田市では看護学校へ1,000万円ほど毎年補助金を出させてもらっているが、その補助金等を活用しながら学校を整備されたり、SNSでの発信を強めたりしながら魅力があるというところを全国的にアピールしている。また、最近では学生を呼び込むために民泊の体験などをされており、それが結構人気があるということで、そういったところの発信は積極的にされている状況である。

○足立委員長

他にあるか。

○岡山委員

2ページ目の島根大学医学部の地域枠、ここ3年入学者がいなかったところであるが、もし把握しておられれば、例えば島根大学ではなく他の学部に進んだ、要するに医学部には進みたいが島根大学を選ばなかったのか。もしくはもともと医師になりたいという意識のある学生が減っているような情報があれば教えてほしい。

○健康医療保険課長

委員が言われたとおり、現在医師になる方が減っている、子どもの数が減ってい

るという現状もある。また、以前に比べて学力が低下している状況もあり、なかなか医学部に進学する学生が減ってきているのは確かなところではあるが、地域枠には縛られずに他の大学に行きたいという考えのもと、地域枠ではない学校に進んでいる学生も何人かおられる。ここ3年ほどゼロにはなっているが、市内の高校に聞くと、来年度は地域枠に進みたいと言っておられる学生がいるようなので、高校とも連携しながら地域枠を増やしていくための支援をしていきたいと思っている。

○森谷委員

そもそも地域枠を作った目的は何か。

○健康医療保険課長

もともととは都会に医師が集まるような状況の中で、島根県の医師確保が危ぶまれるというところで、県においては奨学金を使い島根に医師を確保しようという目的のもと作っているという経緯である。

○森谷委員

地域枠というのはお金の補助か、それとも合格点の下駄を履かせるものか。本当は500点必要なのに地域の人が450点で合格できるということか。

どちらか。

○健康医療保険課長

点数の動向は分かりかねるが、積極的に地域で医師をしようという意思があるのかどうかについて、各市の首長等の面接等も行いながら、今後島根でどういう医師になろうかというところを確認し、島根の地域医療に根差してやっていきたいという志のある方を選考しているということである。

○森谷委員

それは浜田市がお金を出しているのか、県がお金を出しているのか。

○健康医療保険課長

浜田市ではなく県が出資している。

○森谷委員

浜田市がそれを心配しても始まらないわけか。今これはデータの報告だけか。

○健康医療保険課長

地域枠によってまず島根県内に医師が残る。

地域枠で浜田市出身の医師については、浜田市の方の医療センターなどに残っていただきたいという気持ちがあり、浜田市も一緒になって連携づくりをしているところである。

○森谷委員

私たちが患者として行く場合、その人が浜田の人だろうが北海道の人だろうがあまり関心がない。だからずれていると思う。島根県出身や浜田出身の人が優遇されるというのではなく、島根で医師をやってくれるということであれば、香川県でも沖縄県でも北海道でも東京でもどこの人でも、島根である程度の期間医師をやってくれば良いわけだから、この地域枠という定義を出身県ではなく、卒業後の就職希望地域、

例えば島根県や浜田市にするというふうにすれば、もっと広がるのではないかな。探すための分母が日本全国になる。そこのそもそものずれがあると思っている。次に、看護師の奨学金もずれていると思う。浜田市出身者で浜田に限らずどこの看護学校に行っている人に対しても奨学金を貸し付けると。浜田市で1.5倍働いてくれたら免除にするという話だが、それもずれていると思う。浜田出身でなくても良いわけである。看護師さんが沖縄出身でも構わない。もう少し浜田市の奨学金は、浜田で卒業後に働いてくれる人というふうにやった方が、無理がないというか可能性が高まるのではないかなと思うが、どうして浜田の出身者だけにこだわっているのか。

○健康医療保険課長

看護師確保の補助金の貸付のことだと思うが、この貸付については一定期間の勤務がない場合に返還義務が生じるという性質のものであるため、例えばIターンの方が進路変更によって途中でやめたり、免除期間中に早期離職といった事態が生じた場合は、市外へ転出される転居先を追っていくのが困難な恐れがあり、市内出身者に比べ債権の回収が不能となるリスクも相対的に高いと判断して、現時点では対象とはしていない。ただ、委員が言うように色々なところから呼び込みたいというところも確かなことであるので、Iターンの確保については、現時点では修学資金の事前の貸付けではなく、市内で就業いただいた後に支援を行う「看護職員奨学金返還支援制度」の活用を進めている。これは看護師確保対策事業としての3本柱の1つであるが、これを通じて実際に本市の医療現場に貢献いただいている方の経済的負担を軽減することで、定住を促進していきたいと考えている。

○足立委員長

少し補助金の部分、助成事業の部分はこの国県重点要望の報告事項からずれてきているので、そこは別の機会でお願いします。それ以外で。

○森谷委員

1ページ目の大きな2番に浜田市17名と書いてある。これは浜田市としては満足している数字なのか。これでもなお不足している数字なのか。

○健康医療保険課長

実際のところ医療センターの看護師はまだまだ不足しているという現状を聞いているので、これよりも増えるということを浜田市としても希望はしている。

○森谷委員

医療センター以外に就職している看護師さんは何名おられるのか。

○健康医療保険課長

卒業生で今把握できているのは、浜田医療センターの看護学校と、准看護学校の表でお示ししたことしか把握していない。浜田医療センター附属看護学校の卒業生については、この17人全てが浜田医療センターに就職して、他の市内の医療機関に今回就職された方はおられない。

○森谷委員

それは問題なのか、それとも問題として捉える必要がないのか。

○健康医療保険課長

附属看護学校の卒業生なので、医療センターに就職されたということは特に問題はないと思っている。

○森谷委員

医療センター以外の病院に卒業生が就職していないということだと思うが、これは問題として捉える必要があるのかなのかという質問である。

○健康医療保険課長

市内の診療所等で看護師の確保というのは、このたび准看護学校の2名という話は聞いているが、必要とされるのに確保ができていないというのは問題であるとは思っている。

○森谷委員

他に必要とされているのか。

○健康医療保険課長

今の診療所の看護師の不足等については、昨年、医療連携コーディネーターが市内の医療機関にアンケートをしたところ、現時点では不足していると思っている医療機関はあまりなく、5年先について不安を感じているとのことである。

○森谷委員

笠柄の病院も閉めたし、蛭子町の病院もそんな話を聞いているし、丸山病院などは看護師さんが一旦全部辞められたと聞いている。そうすると看護師さんが余るという言い方はおかしいが、そういう状況であり、開業医が減っているということは医療センター以外での看護師さんの需要も減っているのではないかと思う。そうするとそこに勤めていた人は浮いてしまうということだから、その人が余っている看護師さんになってバランスが取れているのかなと考えるわけである。その辺全く無頓着ではないのではないかと思うが、どういう把握の仕方をされているか。

新卒以外で。

○健康医療保険課長

大変申し訳ないが、今新卒以外で人数的な把握はしていない状況である。

○森谷委員

足りる足りないと言って報告で済むだけの話で仕事としては良いのかもしれないが、本質的な問題にはなっていないと思う。それから、島根大学医学部の浜田出身者ゼロ。これの報告としてはそれで仕事終わりかもしれないが、本来の仕事はなぜゼロなのか、どうすればゼロでいけないなら1、2、3となるのかということを含めて仕事だと思う。その辺の考えを聞かせてほしい。

○健康医療保険課長

委員が言うとおりの、ゼロということの報告だけでは今後の医師確保は難しいところだと思っている。浜田市としての取組については、小中学生の頃から医師になりたいという希望を持つような子どもの育成が医学部に進むために大切なところだと思っているので、小中学生が医療機関に見学したり、医療従事者の話を聞くような機会を

持ってもらおう仕組みを作っている。また、高校生になると浜田市の国保診療所で体験学習をしてもらい、直接医師の仕事を体感することで魅力ある医学部に進みたいというような子どもたちを育てる仕組みづくりはしている。

○森谷委員

少しずれているような気がする。そこに進んだ人がなぜ進んだかということ飛び越えて違う対策を取るというのは、ちょっと問題だと思う。実例があるわけだから。これはこの辺にするが、看護学校の入学辞退をした人が7人いたということだが、これを防ぐためにはどうすればいいのか。

○健康医療保険課長

このたびの7名については、先ほどもお話ししたとおり大学の方に行くというところで辞退をされておられるので、ご本人の意思というところでなかなか防ぎようはないのかなと思っている。

○足立委員長

他にないか。よろしいか。

それではここで1時間を経過したので暫時休憩する。

[11 時 06 分 休憩]

[11 時 15 分 再開]

○足立委員長

それでは会議を再開する。

(6) 令和8年度 浜田市国民健康保険料率について

○足立委員長

執行部から説明をお願いします。

○健康医療保険課長

令和8年度 浜田市国民健康保険料率について報告する。保険料率については、5月14日開催の浜田市国民健康保険運営協議会に諮問し、その答申に基づき決定した。

今回の改定においては、医療分と支援金分の合計分及び介護分において、表の記載のと通りの引き上げを行う。また、これらに加え、国の子育て支援政策に基づき本年度から開始される子ども・子育て支援金が、所得割を0.30ポイント、均等割額を1,040円、平等割額を800円として新たに加わることとなる。続いて、資料の裏面の料率の算定過程を参照されたい。現在、医療の高度化や高齢化の進展を背景に、1人当たり医療費が増加し国保料負担は増大傾向にあり、浜田市においても同様のこととなっている。このため、保険料算定に当たっては国保財政調整基金を活用し引き上げの抑制を図るべきかの検討を行った。まず、区分1の令和7年料率同率試算については、同基金を最大限活用し1億3,700万円を繰り入れることで、医療分と支援金分を合計した保険料率を現行のまま維持するものである。次に、区分2の繰入なしについては、基

金による補填を一切行わずに料率を算定するものである。そして、区分3の繰入ありについては、引き上げを一定程度抑制するため、区分1の約半分に相当する7,600万円の基金繰入を見込むものである。これら比較検討の結果、保険料率は③の繰入ありで決定した。浜田市においては、これまで国保財政調整基金を活用し、保険料率の引き上げをできる限り抑制してきた。昨年度においては、同基金から1億2,700万円を充当する見込みとし、医療分と支援金分の料率を据え置いたところである。しかしながら、年々増加する医療費に対し基金による抑制には限界がある。制度の安定な運営を維持するためには、今回の料率の引き上げは避けられないものと判断した。一方で、物価高騰による市民への影響を鑑み、今回は7,600万円の基金を投入し引き上げ幅を一定程度抑制することとした次第である。なお、令和8年度末の基金保有額は約3億7,900万円となる見込みである。平成30年度からの国保財政運営の広域化に伴い、現在島根県全体で保険料水準の統一に向けた議論が進んでいる。将来的に県の標準水準へ移行する際、急激な負担増にならないように残る基金を活用しながら段階的な引き上げを行っていく予定としている。説明は以上である。

○足立委員長

それでは質疑を行う。委員から質疑はあるか。

○森谷委員

基金の名前をはっきり聞こえなかったが、何基金であったか。

○健康医療保険課長

国保財政調整基金である。

○串崎委員

年々こういう赤字になっていくのだと思うが、簡単なことを聞いてみたい。令和6年度5億4,300万の基金残高で、令和7年度が9,100万の取崩し。単純に見たら4億5,200万になるが、これが4億5,500万と300万くらい合わない。合わなくてもいいのだろうか。

○健康福祉部長

下のグラフを見ての話かと思う。令和6年度末が5億4,300万で、令和7年度の決算を見越して9,100万くらいの取り崩しがあるが、逆に300万程度の積立がある。その差し引きをすると4億5,500万ということで、計算上は合っているのではないかと思う。

○足立委員長

他に。

○森谷委員

この国保財政調整基金の所有者は誰か。どこにどういうふうに積んであるのか。

○健康医療保険課長

浜田市の国民健康保険の国保特別会計の方に積み立てている。

○森谷委員

これを積み立てていっている。最初は2億だが6億になって、この積立でどんどん増えてくる。

使うときは足りないから使うのだと思うが、どんどん増えていく基準があるのか。それとも余ってしまったから積み立てるのか。どういうイメージか。

○健康医療保険課長

国保会計については、県への事業費納付金を払うために保険料率を算定して集めたものを県の方にお支払いしているが、納付金よりも集まった保険料が大きい場合は、毎年度繰越しをする金額があるので、その部分の2分の1を基金として積み立てるという制度になっている。

○森谷委員

余る場合の原因というのは見積もりが違ってしまったということか。

○健康医療保険課長

料率を算定するにあたって収納率等の実績で余ったというところもある。料率を決定するときには収納率も鑑みて出すが、その辺のところは少し違うというか余るところで基金に積み上げているところである。

○森谷委員

答えは「はい」と言えればいいと思う。見積もりだから。

今しゃべった内容は全部見積もりをしゃべられたから、「はい」と言ってくればそれで終わる問題である。以上。

○足立委員長

他に。ないようなら、発言したいので委員長が変わる。

○遠藤副委員長

足立委員。

○足立委員長

先ほどの説明の中で基金残高も鑑みながらの基金取り崩しによって一定程度の上げ幅を抑制されたという説明だったかと思う。一方で、医療費の高騰という発言もあったかと思うが、それを考えたときに、先ほど高齢者人口の説明で介護予防が進んでいるということで認定率がそんなに上がらなかったという話もあったかと思う。

一方で、国保の会計で言うと国民健康保険料をしっかりと使われているから上げざるを得ないという状況でもあろうかと思うが、その辺が少し矛盾しているような気がする。その辺は担当課の考えとしてどのようにお考えか1点伺いたい。

○健康医療保険課長

担当課としては医療費を抑えて保険料を安くするというのは大事なところであると思うので、そちらについては保健事業をしっかりして、特定健康診査・特定保健指導を受けてもらうことや、医療費の抑制のために未受診者の方には積極的に受診をしてもらうようなことはしている。しかしながら、医療費の高騰というか薬剤が高い薬が出ることや、高度な医療を受けることによって、医療費を抑制するということになかなか今の現状では難しいというところになっている。

○足立委員長

進行を戻す。他に質疑はないか。次に移る。

(7) 定期の予防接種について

○足立委員長

執行部から説明をお願いします。

○健康医療保険課健康増進担当課長

定期の予防接種事業について説明する。予防接種事業については近年新規の予防接種事業も増えてきているため説明する。定期の予防接種についてはA類疾病とB類疾病の2つある。基本、A類疾病というのは乳幼児を対象にしたもので、集団予防・重症化予防のために行って努力義務を課されている。一方、B類疾病は高齢者を中心に個別の重症化予防のために行われていて、努力義務はない。希望者の方が効果とリスクを理解した上で接種をしてもらうという事業になっている。今年度については、A類疾病について初めて妊婦に対してということでRSウイルス感染症の予防接種が開始されたところである。妊婦健診を受託していただいている医療機関の方で接種をしてもらうということで、今順調に進んでいるところである。該当の方で4月1日に既に該当になる方については、年度末に個別通知を行ったところで、以後は母子手帳交付時に予防接種時の説明をしたいと思っている。続いて、定期の予防接種B類疾病のことに。昨年度、带状疱疹ワクチンが追加となり高齢者については4種類接種がある。

まず、高齢者の肺炎球菌については、今年度から使用するワクチンが23価ワクチンから20価ワクチンに変更となり、ワクチンの単価が上がったために自己負担額も4,000円に変更となっている。実績については資料に記載している。昨年度実施された带状疱疹ワクチンについては、見込みどおり約13%くらいの接種率で推移している。インフルエンザワクチンについては概ね毎年10月から開始するが、今年度からは通常の標準型のインフルエンザワクチンに合わせて、75歳以上の方は高用量のインフルエンザワクチンも追加される予定となっており、75歳以上の方は標準型もしくは高用量のワクチンをどちらか選択して接種するという形に変更となる予定である。その高用量のワクチンについてはかなりワクチン単価が高いということもあるので、今までの標準型の自己負担1,500円では少し負担が大きくなるため、自己負担金については上がってくる可能性があるかと思うが、今後またお知らせをしていきたいと思っている。そういうことで、予算についてもインフルエンザ高用量が入ってくるが、今の現行予算で行っていきながら、接種者増となった場合はまた補正等も考えていきたいと思っている。新型コロナの予防接種については、当初見込み30%くらいを見込んでいたが12.4%と、自己負担額も5,000円と高いということで少し接種率が低率となっている状況があるかと思っている。

○足立委員長

それでは質疑を行う。委員から質疑はあるか。

○花田委員

効果とリスクの説明をするとのことだが、リスクの説明はどの程度、どのタイミングでされているのか。

○健康増進担当課長

乳幼児も高齢者についても、それぞれの予防接種についての説明書というところで効果やリスクが書かれたものを事前に郵送するものは送るし、インフルエンザやコロナについては郵送はないが医療機関の方にお渡ししているので、そちらの方から接種者の方に渡すように依頼しているところである。

○花田委員

インフルエンザワクチンの75歳以上の高用量のインフルエンザワクチンが出たということだが、この接種はどちらかを選択して接種することになるという方法については浜田市独自なのか、国がそのように定めてあって同様にやっているのか教えてほしい。

○健康増進担当課長

予防接種事業については国が予防接種法によって定めている。施行規則でいろいろ細かいところになり、国が示しているもので浜田市独自ではない。

○花田委員

承知した。

○遠藤副委員長

質問だが、接種率が各ワクチンで違うのは当然だが、この接種率、例えば肺炎球菌など38.7%の方が打っておられる。これを接種した方を100%としたときに、そのワクチンの効果として250人打って、250人がかからなかったのかとか、インフルエンザワクチンにしても59.3%の人が打っておられるが、1万981人の方を100%としたときに、何%がかからなかったのかとか。何のために予防接種するかというとインフルエンザにかからないためとか肺炎球菌にかからないために打つと思うが、打った結果そのまま100%に近ければ近いほど良いと思うが、結局インフルエンザワクチンを打ってもインフルエンザにかかることがある。そういった数字を持ち合わせているか。

○健康増進担当課長

数字については持ち合わせておらず大変申し訳ない。ですが、やはり接種をした方については、重症化のところについては効果があると考えており、かからないということよりはひどくならない、重症化させないというところ、特に高齢者についてはそちらの方が重要かと思っている。高血圧とか心臓の病気をお持ちだとか、呼吸器の病気をお持ちだとかという方については、やはり早めに接種をするようにと思っているが、一方やはりワクチンは打てない方もいるので、そこについては少し注意をしながら周知をしていきたいと思っている。

○足立委員長

他に。ないようであれば次に移る。

(8) 令和8年度幼児教育・保育施設の変更点と未就学児童の状況について

○足立委員長

執行部から説明をお願いします。

○子ども・子育て支援課長

令和8年度幼児教育・保育施設の変更点と未就学児童の状況について報告する。令和8年度の主な変更点としては、美川保育園が保育所型認定こども園へ移行し、名称が認定こども園美川保育園となった。併せて、同法人が設置主体である認定こども園やさかこども園が認定こども園美川保育園の分園へと移行した。移行により、大きな行事は一緒に、通常保育も定期的に本園にて実施されるなどの運用においても、一体的な保育ができているとの報告を受けている。現在の各施設数については、次ページの2の表の下の方に掲載している。1ページの2、未就学児童及び施設入所児童の状況については表のとおりである。未就学児童数は年々減少しているが、施設入所児童率は今年度88%と少し上昇している。次ページの浜田市の未就学児童の状況についてである。1の表は地域ごと年齢ごとの状況である。2の方は施設ごとの入所状況となる。この表の一番下の欄にある施設未利用者となっているところの4、5歳児の状況については、4月1日以降に保育所に入所されたりするなど、児童の状況については把握をしている。説明は以上である。

○足立委員長

それでは質疑を行う。委員から質疑はあるか。

○森谷委員

2ページ目の上の表の「合計」の欄というのは、就学しているしていないにかかわらず未就学児の年齢ごとの人口ということで良いか。

○子ども・子育て支援課長

そのとおりである。

○森谷委員

その人たちが保育園に行っている、行っていないというのは、どこの数字を見ればよいか。

○子ども・子育て支援課長

2の施設の入所状況のところの同じ年齢のところを追っていただくと、各施設に入所している子どもの数が出てくる。

○森谷委員

たくさんあっていっぺんに分からないが、下から3行目か。

○子ども・子育て支援課長

この表の下から3行目の「合計」欄のところが入所児童数となる。

○森谷委員

ということは、0歳児は割合が少なく、1歳児、2、3、4、5歳になると9割以上の方が行っていると、そんな感じか。

○子ども・子育て支援課長

この表の下から2番目に「施設入所児童率」とあるが、これが年齢ごとの入所児童率である。その最後の行にあるのが「施設未利用者」で、どの施設にも入所していない子どもさんの数となる。

○森谷委員

率は分からないわけではないが、0歳児26.8%というのは、入所基準に満たないということか、それとも親が小さいから家で育てようという感じで見られるのか。

ざっくりどういう感覚か教えてほしい。

○子ども・子育て支援課長

0歳、1歳児については、主に働いている保護者ですと育児休業中で在宅で見ているというところもあると思うし、就労等していないということで家庭で見ているということも両方ある。

○森谷委員

何もしないに自分で見るというのよりは、育休を取って自分で見るというのが大半か。もしそれが大半だったら割合を教えてください。

○子ども・子育て支援課長

正確な数字は入手していないが、2歳児以降の入所率がほぼ100%に近いということと、今回の施設の入所状況についても保育所に（認定こども園の保育園部門も含むが）入所している子どもさんの割合が上がっているということは、働いておられる家庭がかなり占めているのではないかと分析している。

○森谷委員

働いている家庭が多いと。私の質問は、育休を取って自宅で見ている人と、育休を取らずに働かないで自宅でひたすら見ている人との割合が分かるかという質問だったのだが。

○子ども・子育て支援課長

その割合は分からない。家庭で見られている、働いておられない方の正式な割合までは出していない。けれども、働いていらっしゃるって育児休業中で入所している子どもさんの割合がかなり高い状況にあるとは思っている。

○足立委員長

他にあるか。

○串崎委員

やさか分園は児童数4人と大変厳しい状況で、美川本園に大変お世話になったわけだが、今回分園になって一体的にやるという答弁だったが、何か他に違うことでもあるのか。今までと全く一緒なのか。

○子ども・子育て支援課長

今回分園になって変更になった点というと、本園と一体的に施設を運営されているために、施設長と調理員と嘱託医を本園と共有できることになっている。ですので給食調理も本園で行っており、やさかの方に配送する。また一体的な保育をかなりしており、週に3回は本園の方に行くので、通常の保育だとやさかだけでは子どもの入所が今年度4人であるが、本園の方で一緒に交流を深めることによって、体験の増加や社会性の発達等につながるという変化はあるかと思う。

○串崎委員

かなり赤字だと思う。経営的に厳しいと思うが、そういったことは市として何か

支援等考えているか。仕方ないからこのままとするのか。多分やさかの方が本気で何とかということで今回残っていると思うが、経営のことについては何かあるのか。

○子ども・子育て支援課長

市からの運営費の補助については、これまでと変わらない補助の金額で運営費は出して予算としては取っている。それ以上となると今後の状況にもよるが、法人の考えとしてこの地域に保育の場を残したいという思いでこのたび分園化をされたので、今後もいろいろ相談に乗りながら状況を見ていこうと思う。

○串崎委員

是非とも検討して、ご支援のほどよろしくお願いする。

○岡山委員

市街地にある保育園の中には、0歳児を受け入れられないというか、保育士さんが足りないので受け入れられず待機児童の状態になっている子どもがいるケースを聞いたことがあるが、実際にそういった状況を把握しているのかどうか。兄弟が先に入られているが0歳児は受け入れられないので別の園に行かさなければいけないケースがあるというふうに聞いたことがあるが、状況を把握されているか伺う。

○子ども・子育て支援課長

0歳児については、生まれている子どもさんが少ないのもあり入所人数が減っているのは確かにある。ただ、希望どおりの園に入れるかということ、保護者さんの希望された園が保育士の配置もあるが、0歳児の定員を満たしているということになれば希望は叶わないこともあるし、兄弟で入所を希望される場合は基本的には同じ園に通ってもらいたいので、こちらもできる限りの調整はするが、入所の時期が保護者さんの希望どおりに叶わないということは確かにある。

○岡山委員

子どもを育てるとなったときには基本的には希望どおりの園に入りたいというのはそのとおりだと思うし、ご兄弟でバラバラの園に通っているとなるとやはり負担も大きいので、浜田市として子育てをしやすいまちにしようと思ったときには、そのあたりの状況を把握してどうしていくかを考えていかなければならないなというのを実際の保護者さんからお伺いしたので、また状況把握等に努めてほしい。

○子ども・子育て支援課長

保護者さんの職場復帰がなかなか延長できないとかいろんな状況もあったりして、致し方なく別々の園に通われている保護者さんが一部いることは確かである。そのような状況も把握しながら、今後も中の方で協議していきたいと思っている。

○花田委員

広域に通っておられるお子さんがいるということだが、益田なのか江津なのか、どちらにどのくらいということが分かるか。

○子ども・子育て支援課長

指摘のとおり江津、益田が多いが、今その内訳は手持ちで持ち合わせていない。保護者さんの職場の関係等で近隣の園が多いと思う。

○花田委員

それ以外で、例えば園の方針でこちらに通わせたいとかそういったことがあるか把握しているか。

○子ども・子育て支援課長

私が把握している中では、勤務先が浜田市外にあって、その市外の園に入所するのが保護者さんの送迎の関係で良いということで聞いているが、園の方針で選ばれているというところは私の方では把握していない。

○花田委員

分かった。

○足立委員長

他にないようであれば次に移る。

(9) こどもの権利に関する条例制定のスケジュール案等について

○足立委員長

執行部から説明をお願いします。

○子ども・子育て支援課長

こどもの権利に関する条例制定のスケジュール案等について説明する。まず1番、令和8年度から新たに力を入れる事業として取り組む「こどもの権利に関する条例制定事業」について、当初予算について説明した時点から協議が進み、今後のスケジュール案などを計画したので変更になった部分を主に説明する。まず初めに、令和8年度から10年度にかけてどのように進めていくか、主なスケジュール案はこのとおりである。当初、今年度は制定委員会を立ち上げてそこでの協議の中で今後の進め方や子どもの意見聴取の方法などを検討していく予定としていた。条例制定に向けていろいろ相談したり様々なアドバイスを受ける中で、初年度は条例制定に向けて必要な取組やスケジュールを検討するとともに、子どもや市民にこどもの権利について理解してもらう取組を行う予定とした。そして、子ども自身が条例制定に参加するための基盤づくりとして、資料にあるように7月20日にこどもワークショップ及び市民を対象とした市民講座、翌日には関係部署や子どもに関わる大人などを対象とした研修会を開催することと、制定委員会設置に向けて取り組んでいく方針となった。詳細については、関係機関へ周知するとともに広報浜田7月号にも掲載する予定としている。2の制定に向けた進め方について、これはこれまでも既に多くの助言を受けている特定非営利活動法人子どもの権利条約総合研究所へ条例制定に係る業務を委託する方針とし、今年度は次に4点示している工程検討への助言、業務支援、会議等への対応、アドバイザーの派遣などを行ってもらう予定としている。なお、同研究所は子どもの権利条約に関する総合的かつ実践的な研究を進めることを目的として平成14年に設立された。研究者、大学教員や弁護士、医師などで主に構成されており、長年子どもの権利に関する研究に取り組んでいる。地域や自治体におけるこどもの権利条例づくりを活動目標として明記されており、例として挙げている埼玉県和光市など条例制定に取り

組む多くの自治体へ助言等を行っている。業務委託の方針になったことにより、当初予算の説明時には制定委員会の報酬やアドバイザーの謝金が主なものとなっていたが、予算総額186万円のうち半分程度が業務委託料となり、残りは制定委員会及び作業部会への報酬、消耗品などで計画をしている。説明は以上である。

○足立委員長

それでは質疑を行う。委員から質疑はあるか。

○花田委員

制定委員会を設置するということだが、その委員会のメンバーはどういった考えに基づいてどのような方々なのか方針が分かっているれば教えてほしい。

○子ども・子育て支援課長

まだ予定だが、子どもに関わる関係機関や保護者の代表、それから識見者、人権関係の団体、公募委員での構成などを考えている。

○花田委員

その中に子ども自身を委員として迎えるという考えはないか。

○子ども・子育て支援課長

制定委員会の場で子どもが委員となって発言してもらうことはどうだろうかということは今協議しているところだが、なかなかそういう会議の場での発言は難しいとか、しんどい部分もあるかということで、この制定委員会の下部組織として作業部会とか、もっと具体的なことを考えたりする作業部会を考えているが、そこには子どもに担ってもらい、いろいろ意見をいただいていくことを計画している。

○花田委員

今言われたように、子ども自身が委員会の中で発言することが難しいのではないかという考えについては、私はそうではないと思っている。例えば今の考えで作業部会を設定するというのは分かったが、そちらに参加した代表者、子どもの代表者が制定委員会に参加可能であれば素敵だなと考えている。それからもう1つ。こどもワークショップ及び市民講座を開催予定ということだが、7月ということで2か月ないくらいだと思う。どのような、東洋大学との共催によるとあるが、中身についてもう少し詳しく教えてほしい。

○子ども・子育て支援課長

このワークショップは、子ども自身の声などを条例制定に反映させるため、それからまずこどもの権利を知ってもらうためということを目的に開く予定にしている。

約1か月前に総合振興計画のワークショップも予定しており、対象者がほぼ同じ、小学生から高校生を対象と予定している。東洋大学の大学生や島根県立大学にも協力いただいて、大学生にファシリテーターをしてもらうことを考えている。内容については、総合振興計画の内容と重ならないようにテーマを変えて、こちらではこどもの権利について知ってもらうことをまず目的とし、あとは自分たちが幸せに暮らすためにはどうしたらよいだろうかなどを話し合ってもらおうことを考えている。

○花田委員

分かった。この子どもたちというのはどのように募集をする予定か。

○子ども・子育て支援課長

小学校4年生から高校生まで30名程度募集したいと考えている。小中学生については先日校長会長に相談し、来月の校長会で校長先生方に相談をしたいと思っており、今チラシを準備しているところである。保護者宛ての案内をするとともに、保護者に配布するだけではなく子どもに伝わらないかもしれないというところで、子どもに対して紙媒体でチラシを配布したり、可能であれば子どものタブレットの方に配信することができればそこで見てもらい、申し込みは保護者を通じてにはなるかと思うが、そういったことで周知をしていきたいと考えている。高校についてはまた個別に回らせてもらうことを考えている。

○芦谷委員

得てして条例ありきで条例を作っただけで終わる例が多い。今回三浦市長の思いもあったりしてこれを作るのに、浜田市としての目玉だとか方向性など、そういった強い思いがあるのか。

○子ども・子育て支援課長

まず子どもが権利の主体であるとか、子どもを人間として権利を持っているということの認知というか、そういったことの理解もまだまだ市民に行き届いていないと考えており、そういったことを知ってもらうことと、子どもの意見を聴取しながら市民団体やいろんな方と一緒に、行政主導ではなく一緒に条例を作っていく。他市のものをそのまま真似するのではなく、浜田市らしさというものが出せていたら良いなと思っている。行政としての責務を具体化するということと、そういったことを子どもたちに約束するということで、条例を作って終わりにならないようなことを今考えている。

○芦谷委員

担当課として、ここにあるような埼玉県和光市、世田谷区、武蔵野市があるが、こういった全国の先進例を横目で見ながら、やはり浜田市としてこういったことをしたいという強い思い、あるいは場合によっては先進例の参考にした事例があるのか。

○子ども・子育て支援課長

このたび業務委託をする「子どもの権利条約総合研究所」というところが多く自治体の条例づくりにこれまでもサポートしているので、そういった先進自治体の事例を数多く持っている。そういったこともあって、あと浜田市は民間団体や市民の方の思いも非常に強くあり、今もいろいろ相談に乗ってもらっている。そういった中での条例づくりをする事例としては全国的にも珍しいということで力を貸してくれることになったが、その中でいろんな自治体の事例がある中で、浜田市らしさというものが出てくれば良いなと思っている。

○芦谷委員

コンサル任せになりがちなので、ぜひしっかり市の状況を見つめ、市民のニーズや思いなどを汲み、この条例が全国にないものになるよう期待する。

○子ども・子育て支援課長

決してそうならないように、私たちも今の時点からたびたび連絡を取り、オンラインで解決をしており、一緒になって力を貸してもらいながら進めていきたいと思っている。

○足立委員長

他に。ないようであれば、ここで12時になるので暫時休憩する。

[11 時 59 分 休憩]

[12 時 59 分 再開]

○足立委員長

それでは休憩前に引き続き会議を再開する。

(10) 令和7年度ごみの排出量等について

○足立委員長

執行部から説明をお願いします。

○環境課長

令和7年度ごみの排出量等について報告する。令和7年度のごみの総排出量は1万6,053トンで、前年度と比べて5トンの減少となった。1人1日平均のごみ排出量は906グラムで、昨年度の888グラムより18グラム増加している。リサイクル率については20.76%で、昨年度の20.67%から0.09ポイント向上したが、令和7年度の間目標値である21.4%には届いていない状況である。なお、裏面には各項目の詳細な内容を記載しているので参照されたい。引き続きごみの分別の徹底やリサイクルの推進に取り組む。以上である。

○足立委員長

それでは質疑を行う。委員から質疑はあるか。

○森谷委員

リサイクル率とは分かるようで分からないが、分母と分子を教えてもらえるか。

○環境課長

裏面の23番のリサイクル量3,332トン割る、18番の総計1万6,053トンで割って、20.76%としている。

○森谷委員

総計は全ごみで、分母が18番、分子が23番だが、リサイクル量というのが少しイメージできない。リサイクルは紙やプラスチックや、他にどんなものがあるのか。

鉄・金属か。

○環境課長

エコクリーンセンターの可燃ごみの焼却から発生したスラグ及びメタルと、不燃ごみ処理場の不燃ごみから回収した金属（くず鉄）の数量も加えている。

○森谷委員

プラスチックもか。

○環境課長

プラスチックもである。

○森谷委員

古紙（資源ごみ）もか。

○環境課長

資源ごみもである。

○森谷委員

ということは4、5、6、7、8があるが、あれの合計が23番になるのか。そこにはくず鉄が入っていないか。23番の内訳はどちら辺の合計か教えてほしい。

○環境課長

また後ほど確認をして回答する。

○森谷委員

分かった。資源ごみと書いてあるのが4から8と14から17で、もしこれらだとすると全部足して重さでというのはどうなのだろうなという気がするが。次の質問に行く。

ごみの総排出量は下がったと言っても横ばいである。それで1人1日平均のごみ排出量はその割合よりも少し増えているが、これはどう考えればよいか。

○環境課長

1人1日平均のごみ排出量が18グラム増えていることについては、個々の家庭個人のごみの動向まで把握できておらず、現時点で明確な理由は分かりかねる。引き続き動向は注視していきたいと思っている。

○森谷委員

ごみの総排出量の目標値があると思うが、目標設定することの意味を確認したい。景気が良くなれば物を買って消費するから、ごみは正比例して増えるわけで、景気が良くなるということはプラスのイメージである。それに伴ってごみが増えてもしょうがない、頑張ってごみ処理しましょうというのは分かるが、ごみの排出量を減らそうという景気と関係づけないで目標設定されているような気がする。その辺を少し説明していただけるか。

○環境課長

ごみの総排出量の目標値であるが、これについては景気が良くなったとして仮にごみの量が増えたとしても、その分リサイクルとごみの分別等に協力いただき、その分排出量を少なくできたらと思っている。

○森谷委員

2枚目に大きな表があるが、そこが正確ではないような気がする。例えば2番燃やせるごみ、3番燃やせないごみがある。4から8は資源ごみで、2番3番燃やせるにも燃やせないにも入らないというふうに読める。だけど実際は、例えば廃プラなどは燃やせるごみで出すことも可能である。

もう少し実際にあったような形で、両方OKみたいな中間事態を入れるとか、分かりやすく書けないものか。ごみの収集表などは、廃プラという弁当箱とかコーラを飲んだ後の洗わないやつなどは燃えるごみで出せる。家庭ごみで言うと緑色の袋で出せる。だけど皆がわざわざ水色の袋を買って洗って資源ごみで出そうとしている。廃プラなどは、そこで何が起こるかという洗うことによって汚水ができる。浄化槽がなかったら全部海に流れてしまい、海の汚染につながる。それを燃やせばそれで終わる話である。燃料にもなるし。結局、浄化槽に流れた汚水でも泥はどうなるかという、浄苑行ってドロドロのやつを乾かして燃やす。結局燃やしている。汚泥は。だから汚染水を作らない方がプラスだという考え方もあるので、少し整理をされたらどうかと思うがどうだろう。

○環境課長

委員がおっしゃったコストや期間については、浜田市では今、資源ごみで出していただくように市民の皆さんにお願いをしているところである。先ほど廃プラのことを言われたが、それについても軽く水洗いをした時点で落ちないものについては、燃やせるごみで出してくださいというお願いをしているので、そのような形で進めていきたいと思っている。

○森谷委員

資源ごみというのが、いかにも良いことをしているような世の中にプラスのようなイメージがあるが、実際には資源ごみに分けるメリットというのはどのようなものなのか。

○環境課長

資源ごみに分けるということはごみではなくなるので、また再利用ができるというところで、次のものに使ってもらえるというところがあると思う。

○森谷委員

ずれそうなのでこの辺にするが、再利用という言葉で、資源ごみと同じように印象操作っぽい言葉である。再利用でどうなるかという、化石燃料を使って溶かしたりするわけである。そして民間業者だから煙突から煙が出るのがエコクリーンセンターみたいに綺麗な煙とは限らない。その再利用すべきプラスチックならプラスチックを誰が、どのような業者の人がどのくらいの値段で、本当の石油より高いとか安いとかどのような値段で買って何に使われているかということを、そのイメージもすべきだと思う。私は1回調べたが、浜田市のリサイクルセンターの次のところが民間業者だったので具体的には情報が得られなかったが、一般論であると思うのできちんと調べてほしいと思う。

○足立委員長

他に。

○串崎委員

この表、リサイクル率がもう少し目標に届いていないとなっている。令和12年度の目標達成にはという形で一番下を書いてあるが、リサイクルの推進を図るという文

言もあるが、どのような形でリサイクルを図りたいと思っているか。

○環境課長

今本庁の方にもリサイクルセンターを設置している。昨年各支所においてもリサイクルセンターを設置した。その中で年々そちらに分けて持ってきてくださる市民の方も多くなっているので、まずは市民の皆さんが取り組みやすいそのところからお願いをしていきたいとは思っている。その中で少しずつリサイクル率を上げることと、それだけでは届かないようであれば、また新たな浜田市民の実態に応じた取組をしていく必要があると考えている。

○足立委員長

他にないようであれば、これで終了する。

(1) 令和8年度 軽自動車税の当初賦課状況等について

○足立委員長

執行部から説明をお願いします。

○税務課長

令和8年度 軽自動車税の当初賦課状況等について報告する。当初賦課調定額は2億1,311万5,900円となり、昨年度と比較して約230万円の増額となった。なお、課税台数については2万5,909台となり、昨年度と比較して128台減少している。調定額の主な増減理由については(2)に記載している。軽自動車税については平成27年度に税制改正があった。原付、二輪、小型特殊については、平成27年4月から新税額の適用となり税額が引き上げとなっている。四輪については、初度検査年月が平成27年4月以降の車両については新税額の適用となり税額が引き上げとなっている。これより前に該当する車両については旧税額の適用となるものの、新規登録から13年経過すると重課税額の適用となりやはり税額が引き上げとなる。そのため、課税台数が減少しているにもかかわらず調定額が増額となっている。続いて(3)納税通知書発送件数と(4)納税通知書発送日である。納税義務者1万7,610人に対して5月8日に通知を発送している。

口座振替の割合は他税目より低いのだが、これは納付書の場合、現金払いは車検用の納税証明書が納付と同時に交付されるメリットがあることによる。なお、報道等でご承知のとおり、この度口座振替対象者の納税通知書に教示文の印字漏れがあった。差替通知を明日発送する。ご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げるとともに再発防止に努めてまいる。

以上である。

○足立委員長

それでは質疑を行う。委員から質疑はあるか。

○串崎委員

2番目の13年目からの重課税について、どれくらい増えるのか。

○税務課長

新税率の2割増しになる。

○串崎委員

分かった。あと3番目の口座振替であるが、前年度比97.5%と書いてあるが、割合が34.6%で一緒に、やはり97.5%という形になるのか。

○税務課長

大変失礼した。ここの数字に誤りがある。正しくは増減の部分、納付書納付がマイナス92台、口座振替がマイナス36台。前年度比は納付書納付が99.4%、口座振替が99.6%となる。大変失礼した。

○足立委員長

他にないようであれば次に移る。

(12) 令和8年度固定資産税の当初賦課状況等について

○足立委員長

執行部から説明をお願いします。

○資産税課長

令和8年度固定資産税の当初賦課状況等について要点を抜粋して報告する。大きな1番固定資産税の当初賦課状況についてである。前年、令和7年度の当初賦課調定額と比較して、土地・償却資産については減額、家屋については増額となっている。細かい数値についてはその下の表、一番左の列が令和8年度の状況であるが、上から2番目「当初賦課調定額」が59億2,900万円余りとなっている。前年の令和7年度と比較すると、4億3,700万円余りの減収という結果となっている。続いて大きな2番調定額の主な増減理由である。まず1点目土地については地価下落が引き続き続いていることを理由に減額、800万円の減収となっている。続いて家屋については新增築等に係る税額分により1,300万円の増収である。最後に償却資産については、総務大臣配分分の減額により4億4,200万円の減収という結果となっている。続いて3番と4番であるが、納税通知書については先月4月30日付けで発送した。発送件数については2万5,977件を発送したところである。前年度から比較すると340件余り減少しているところである。納税通知書発送の件数の内訳であるが、納付書払いの方が1万8件、口座振替の方が1万5,969件ということで、6割を超える方が口座振替を利用している。最後に相談窓口の開設について報告する。納税通知書発送の翌日の5月1日から5月22日までの3週間、固定資産税相談窓口を開設したところである。先週の金曜日に最終日を迎えたのでこちらの資料には間に合わなかったが、相談件数については425件の相談があった。

○足立委員長

それでは質疑を行う。委員から質疑はあるか。

○串崎委員

2番目の家屋、1,300万増えているが、あまり家が建ったような感覚が私にはないが、どれくらいの件数なのか。

○資産税課長

家屋の新築件数であるが、令和7年中に新築したものが令和8年度から新たに課税

の対象となる。令和7年中に新築された物件については木造非木造合わせて123件である。そのうち戸建住宅は8割を占め、88件が戸建住宅である。こちらが増収の原因になるが、対して家屋の解体も進むわけで、家屋の解体については422件の解体が昨年1年中に行われたということになる。以上である。

○串崎委員

分かった。

あと4番目の口座振替であるが、やはり口座振替ということになれば市の負担もなくなって当然推進していくべきものだと思うが、これ減っている。何か推進するとか、口座振替をしてくれというようなことはしないのか。

○資産税課長

口座振替については我々も常に新たな納付方法について口座振替をぜひということで推奨させていただいているところであるが、私見となるが平成27年度からコンビニ収納が始まり、コンビニエンスストアで365日24時間支払いができるように納付環境を整えた。3年後、平成30年が実は口座振替のピークであり、まず3年経過して納税者にコンビニ収納が浸透していったあたりから口座振替はここ8年ずっと減少している。加えまして、今年度からQRコードによる納付が始まりましたので、市としては口座振替を推奨していくつもりではあるが、納付方法が多様化しており、また固定資産税の特性として納税義務者が浜田市外もしくは県外に居住している方がたくさんいるので、なかなか浜田市の口座振替制度を利用しにくい、また方法は多様化しているということで、推進はするが今後も口座振替率というのはどんどん減っていったしまうのかなという懸念を持っている。

○足立委員長

他にないようであれば次に移る。

(13) 第84回国民スポーツ大会について

○足立委員長

執行部から説明をお願いする。

○国スポ・全スポ推進室長

2030年に開催を予定している国民スポーツ大会について2点ほど報告する。まず1点目であるが、正式競技や公開競技とは別の開催を予定しているデモンストレーションスポーツについてである。このデモンストレーションスポーツというのは、県民の皆様に参加してもらうことでスポーツに親しむきっかけを作ることなどを目的として開催されるものである。この度、旭公園の市民体育館でスポーツ雪合戦、それと三隅中央会館でのスポーツウエルネス吹矢、この2種目が本年の3月に開催された島根県の準備委員会、常任委員会において選定され、浜田市に開催する予定となったので報告する。続いて2点目である。国スポに向けた施設整備についてである。浜田市の施設整備の方針ということで今年の3月の文教厚生委員会の方で報告したが、その中で東公園の陸上競技場の改修について、その改修の方法を一部変更することとしたので報告する。

3月の委員会報告の際には、陸上競技場にスタンドの屋根がついているのをご存じかと思うが、そちらの屋根については既存の屋根をそのまま使用して補強工事をする形の改修する予定であったが、今年度実施設計に入るにあたり、設計事務所の方に現地を確認してもらったところ、このスタンドに使用している鉄骨について、錆による腐食が非常に進んでいるということで、この既存の屋根を補強工事したとしてもできないが安全性が保証できないという意見をもらった。私どもとしても観戦に来られる皆さんに安全かつ安心して観覧可能な環境を提供したいということで、このスタンド屋根については既存の屋根を補強工事して使用する方法から、錆によって腐食した既存のものについては1回撤去して同程度の屋根を新設する方法によって改修するという事で変更したので報告する。この方法により工事費等については増加が見込まれるが、国の交付金や起債など十分活用し市に負担がないように努めたいと思っている。工期についても既存の屋根を補強工事する場合よりも長くなることは予想されるが、設計業者から事前にヒアリングしたところ、大会前にはリハーサル大会を予定しているが、それまでには完了できると伺っているので影響はないものと考えている。報告は以上である。

○足立委員長

それでは質疑を行う。委員から質疑はあるか。

○串崎委員

デモンストレーションの雪合戦は旭町で盛んで良いと思うが、この吹矢ってあまり浜田市との縁に認識がないが、この決まった背景は何かあるのか。

○国スポ・全スポ推進室長

このデモンストレーションスポーツについては競技団体の方から県の方へ申請をして、そこで審査されるという流れになる。こちらの方については三隅のスポーツクラブの方から申請があって選定されたと聞いている。

○串崎委員

そういうふうな形になっていけばしょうがないと思っているが。今はモルックが盛んになっていると私は認識していたので、ああいうものの方が良いのかなと個人的に思ったもので聞いてみたところである。これを読んでいくと、3番目に国庫補助金や地方債等、最大限活用し市の財政負担の低減というような文句があるが、どれくらいの低減が見込まれているか。

○国スポ・全スポ推進室長

こちらの方も都市公園になっているので、社交金の活用と起債の活用、他の施設と同様の活用をしたいと考えている。ただ県の補助金については競技施設部分でなく対象から外れるということでそちらの方は活用ができないと聞いている。

○芦谷委員

まず1番目の大会を盛り上げようということだと思うが、一般質問でも言ったことがあるが、前のときは昭和57年で、そのときには市を挙げて浜田市花いっぱい運動をやった。

あれに比べると今回の国民スポーツ大会は県は80数名の職員体制ですし、その辺では大変浜田の姿勢が弱いと思っている。心配している。そこで質問だが、市民の機運を盛り上げるために、もう少し教育委員会だとかまちづくりだとか、そういう関係課と連携をして、市民が4年後5年後にこれがあるんだということが認識できるような市民運動をする必要があると思うがいかがか。

○国スポ・全スポ推進室長

そういった機運の醸成というのはこれから非常に大事になってくると私ども考えている。来月の2日には浜田市の方でも準備委員会という組織を立ち上げ、そういった機運醸成にどんなものが必要かというところも専門委員会等も下部組織として立ち上げて、その中には市の執行部の方も入って一緒にどういったふうに盛り上げていけばいいかということも議論していかなければならないと考えているので、そういったところで今後どういった方向で機運醸成していくかは検討していきたいと考えている。

○芦谷委員

人員が少ないので心配をする。野球、サッカー、体操、ゴルフが予定されている。それをお願いしたいのは、自分も連盟に関わっていると思うが、もうちょっと現場に足を運んでいただいて、スポーツ団体等と連携をしながら、もう少しそのスポーツ団体の陣容の強化も含めた元気づくりが必要だと思っている。何とかお願いしたいのは、国スポが終わればそれで終わりということじゃなくて、このことを契機に市民が団結をする、場合によっては将来のスポーツ振興につながるためにも、教育委員会等とも連携をして、加えて今度競技場なんかは主に教育委員会の所管である。したがってしっかり市内での連携をもって教育委員会の知恵も借りながら仕事を進める。これについてどうか。

○国スポ・全スポ推進室長

当然競技団体等と連携してというところは私達も重要だと思っている。この前も金城の方でカントリークラブの選手権大会とかありましたのでそういったところに足を運んで、競技場の話とかもさせてもらったりもしているので、機会があるごとにそういうところに足を運んで私どもも連携を深めていきたいと考えているし、今後進めていくに当たっては当然私たち推進室だけでは進めていけないと思っているので、教育委員会をはじめそういった部署にもいろいろ横の連携を深めて、浜田市一体で、そしてこの大会が終わった後もこの大会をきっかけに新しい繋がりなんかも生まれればいいなと思って開催したいと考えている。

○芦谷委員

3番のところだが、大変危惧するところである。サッカー場は全国の競技団体が視察をしているが屋根の腐食には専門家ではないので気づかなかった。こういった抜け落ちがあるため、各競技場の点検を再度深掘りするべきと考えるがいかがか。

○国スポ・全スポ推進室長

施設整備については中央競技団体からの指摘事項要望事項があり、指摘事項についてはやらなければならないこととして、要望事項についても可能な範囲で計画に盛り

込んでいる。それ以外の事項については、今後も出てくるかもしれないがスポーツ施設の所管である教育委員会とも連携してやっていくことになると思う。

○芦谷委員

もう1点最後だが、見た感じ市の執行部、特に市長なんかがそんなに思い入れがないように見える。したがって10月に大会があるのでぜひ視察をして、野球で言いますと三隅の野球場と浜田の野球場、これはちょっと出しても恥ずかしい、はっきり言って。市の幹部の方が先進・先催県の視察に行って、やっぱり競技場も含めたいい例を学んでいただいて、まだまだ4年あり間に合うので、是非ともその辺は市長も含めた幹部の先催県での視察を求める。

○国スポ・全スポ推進室長

先進・先催県の視察については当然私たちも行くが、幹部の方がというのは私の方から言えないが、そういった大会がそこで開催されているということは情報提供し、近くに首長等が行く際には寄ることもできるかと思うので、そういった情報提供は行う。あと市長については先ほど言った準備委員会の委員長でもあるので、当然委員長として活動して、気運の方も盛り上がってくるものじゃないかと思っている。

○芦谷委員

教育長どうだろうか。今の問題について。

○教育長

私もそのメンバーですので、スポーツ施設ができるだけじゃなくて子どもたちの教育活動とかそういうものにつなげるようないろんなことを考えながら進めていきたいと思っている。

○足立委員長

他に。ないようであれば次に移るが、委員の皆さんに申し上げるが、質疑をしてください。自分の意見は控えてください。よろしくお願いします。

あと執行部におかれても、簡潔明瞭に答弁をよろしくお願いします。

(14) 旧金城支所庁舎の解体工事中における浜田市立金城図書館の開館について

○足立委員長

執行部から説明をお願いします。

○教育総務課長

旧金城支所庁舎の解体工事中の金城図書館の開館場所の変更について報告する。金城支所については昨年度末から旧庁舎の右隣、みどりかいかんへ移転したが、今年度旧庁舎の解体工事が始まる予定となっている。金城図書館は旧庁舎の別棟にあり、そちらは解体せず引き続き使用するが、解体工事中は電源が使えないこと、騒音が激しいこと、工事車両の運行があることなどから、令和8年8月1日から年度末までみどりかいかん2階で図書館を開館する。開館場所の変更及び開館準備のための3日間の臨時休館日の周知については、広報やホームページ、図書館だよりへ掲載し、市内の各教育機関やまちづくりセンター、県内の各図書館等へは直接お知らせを通知する。ま

た、金城地域にお住まいの皆様には全戸にお知らせのチラシを配布して、防災無線の方でも周知をする。報告は以上である。

○足立委員長

それでは質疑を行う。委員から質疑があるか。

○串崎委員

みどりかいかん2階へということのようだが、半年以上か。これって予算はどうか。

○教育総務課長

みどりかいかんの方への移転は私たち人力でやろうと思っているので予算の方はつけておらず、通信環境等の入れ替え等については既存の予算で行う予定である。

○串崎委員

分かった。あともう1点少し気になったが、周知方法、2番目の周知先関係機関も見たが、学校関係、子ども関係ばかり。各まちづくりセンターも入っているが、少し違和感がある。老人とか団体とかそんな話はなかったのか。

○教育総務課長

金城図書館が主に使っていただいているのが金城地域の方ということで、金城地域の方には全ての全戸にチラシの配布等、防災無線でお知らせをと思っている。あと学校、特に学校が終わった後子どもさんが図書館の方でお迎えを待ったりというところの利用も多くあり、そちらの方重点的に通知をするものである。

○串崎委員

私が聞いたのは、あまりにも子ども向けばかりに全部書いてあるもので、老人の団体とか他団体とかそんな話はなかったのかなと思ったが、なかったらなかったで結構だが少しこれだけで違和感がある。子どもばかり。

○教育総務課長

高齢者の団体というところの話は想定をしていなかったが、まちづくりセンター等で高齢者団体さん活動をよく行っているの、そこへの掲示とかは考えたいと思う。

○足立委員長

他にないようであれば次に移る。

(15) 水道料金の改定に伴う市民周知について

○足立委員長

執行部から説明をお願いします。

○水道管理課長

水道料金の改定に伴う市民周知について説明する。3月議会で条例改正を議決した水道料金の改定について、市民や事業所の皆様に周知を行う。周知期間は令和8年6月から令和9年6月としている。(2)の内容と(3)の主なスケジュールのところである。①料金改定問い合わせフリーダイヤルの開設、②浜田市ホームページへの記事掲載、③広報浜田への記事掲載を6月号と7月号の広報で行う。3の主なスケジュールの黒丸のと

ころである。④市民説明会と⑤事業所説明会は7月から11月の5ヶ月間で説明会を開催する予定としている。市民はまちづくりセンター単位で行う予定としている。事業所へはサンマリン浜田と総合福祉センター、商工会議所を会場に行う予定としている。⑥検針時にミニチラシを各戸配布は3のスケジュールをご覧いただきたい。8月と9月の検針時と、来年5月の6月に配布する予定にしている。令和9年4月に料金を改定するが、5月検針分と6月検針分の水道使用量から料金が変わるため、5月6月の検針に合わせて配布することとしている。⑦浜田市行政情報番組浜っ子タイムズで2月から3月に料金改定について説明し、⑧と⑨だが、市民周知としてリーフレットを作成し、市役所やまちづくりセンターの窓口に置いておく予定と、あと広報に合わせて配布をする予定としている。請求先が市外の方へは郵送でリーフレットを送り周知に努める。

○足立委員長

それでは質疑を行う。委員から質疑があるか。

○串崎委員

広報浜田に掲載ということで、6月には市民の説明会、7月が改定内容と書いてあるが、6月に市民説明会の開催と一緒に改定内容も出すべきじゃないかと思う。

何で別々になかなと思う。

○水道管理課長

改定内容が今回3年間にわたり細かく金額が分かれるので、水道メーターの大きさとかそういったところと合わせながら行っていくために、7月に少しページを多めに割いて広報する予定にしている。6月にそれを全部するとなると水道だけでかなりのページ数を要してしまう気がしたので、6月と7月、とりあえず6月には7月上旬から説明会の方が始まるので、日程の方だけをお知らせして、説明会に参加する方の時間の都合をとれるように予定の方を先に載せた次第である。

○串崎委員

話は分かったが、これやはりお金が上がるという市民にとっては大変大きな問題だろうと思っている。私見だが、この広報自体載せるのではなくて別紙で分かりやすい別紙で出すぐらいのことをされてもいいのかなというように考えたが、またこれは検討してほしいと思うが、それにしても広報の中に入れるというのは可能なのかなと感じている。

○水道管理課長

今回6月と7月で広報に載せるが、指摘のとおり理解を求めるために別冊でというところは私たちも考え、リーフレットの印刷を考えている。8番にある市民周知リーフレットの作成である。これを今現在作成している。こちらの方を年が明けたあたり、まだ何月号に挟むかは決めてはいないが1月か2月あたりの広報に挟んで市民に周知をしたいと考えている。

○足立委員長

他に。ないようであれば次に移る。

(16) 浜田市工業用水道事業経営戦略の改定について

○足立委員長

執行部から説明をお願いします。

○水道管理課長

浜田市工業用水道事業経営戦略について説明する。前回令和2年9月に策定したもののから5年が経過したので内容の見直し、修正を行った。今回の見直しは、令和4年11月に中国電力株式会社三隅発電所2号機が運転を開始したことに伴い、契約水量が従来の1日当たり5,200立方メートルから9,700立方メートルへ増加したことと、供用開始から約30年が経過し施設設備の経年劣化が一層進んでいること、昨今の物価及びエネルギー価格の高騰を受け、より計画的かつ効率的な事業運営が求められていることから数値の見直しを行ったものである。主な修正点としては、まず令和2年度から令和6年度までの経営実績を反映した。中国電力株式会社三隅発電所2号機の運転に伴い契約水量の増加とともに給水収益が増え、契約率、施設利用率ともに類似団体平均を大幅に上回っている状況を示している。また給水収益は責任水量制であるため継続して一定の収益が見込める見込みであることや、令和5年度に企業債を完済したことにより経営の安定性を増す一方で、修繕費及び動力費の積算については昨今の物価高騰を反映した見直しを行った。今後の計画としては、ポンプ等の機械設備について長期修繕更新計画に基づき計画的に更新を行っていく。また、管路が令和16年度以降耐用年数を迎えることを踏まえ、アセットマネジメントの手法を用いた延命化と計画的更新を進めていく。経営戦略の事後検証として進捗管理を毎年度行い、その効果を確認することとしている。説明については以上である。

○足立委員長

それでは、質疑を行う。委員から質疑はあるか。

○森谷委員

簡単に言えばどういうことか。値上げをすることか。

○水道管理課長

こちらの経営戦略というのは収入と支出の見通し、それから今までの実績というものを載せている。値上げについては、5年おきに見直しを行うというところで触れてはいるが、このことで値上げをするということではない。

○森谷委員

先ほどよそよりも高いと言われたが、よそというのはどういうところとの比較か。

○水道管理課長

経営戦略の5ページに類団平均というのを載せている。これを見ていただくと、比較していただくと数値の方が100を超えているところも、経常収支比率が110.69となっておりますのでこのことを言っている。どこということの質問だが、全国での公営企業、工業用水道の事業者との平均と比べてということである。

○森谷委員

その資料、どういうふうに入手されたものか。

私は何回もこれ質問しているがろくな資料が出てこなくて、時々農業用水の資料とかが出てきて農業用水に比べて高いというのは当たり前の話で、どういう資料をピックアップされたのか分からないが、そもそもの入手先はどうなっているか。

○水道管理課長

総務省の方で類似団体というのが出ており、工業用水道については類似団体というか経営団体が載っているの、そういったところの総務省の経営比較分析表の数値から拾ってきたものである。

○森谷委員

そう言われてもよく分からないが、それがどういうふうにしてできているのかは調べているのか。

○水道管理課長

総務省の経営比較分析表は毎年の決算数値をもとに総務省が作成されており、総務省のホームページの方で確認ができるのでそれをもって数字を拾ってきているところである。

○森谷委員

決算数値というのは何の決算の数値か。

○水道管理課長

年度ごとに出している、浜田市でも議会の方で決算書を提出して認定してもらっている決算書の各団体の数値である。

○森谷委員

浜田市ではどういう数字で出ている分か。

○水道管理課長

決算書の方を9月議会の方で出して決算認定をしてもらっている決算書の数値で、決算統計というものが国の方から調査があるので、その決算書の数値からその決算統計を作って国へ報告している。

○森谷委員

企業会計でも決算書の数値ってBSもPLもあって、利益もあれば資産、負債もあれば売上、販売管理費、めちゃくちゃたくさん数字がある。

決算書の数値って言われたってピンとこないの、例えば浜田だったら幾らですかって質問したい。

浜田では幾らになっている数字のことか答えてもらえないか。

○水道管理課長

経常収支比率ですね。

今5ページの経常収支比率が類団平均よりも高いところを説明していたかと思うが、この経常収支比率というのをどう出したかというのを回答すればよいか。

○森谷委員

もちろん、それも当然のことである。

○水道管理課長

経常収支比率。今突然言われて数式がこうですというのがぱっと出てこないのも、また後で回答してよいか。

○森谷委員

後での問題じゃない。経常収支比率だ。分母と分子を答えればいいだけである。

数字は後にしても分母と分子を答えてほしい。総務省から引っ張ってきたという内容も分からないのに引っ張ってきた数字を出してはいけないと思うが。私は高いか低いかということは、1トン当たり幾らかという金額が高い低いだというふうに考えているが、1トン当たりとか単価が他のところと比べて高い低いという数字が出ているのか。

○水道管理課長

単価が他の工業用水道と比べてということなら数字は持っている。山口県企業局が運営する工水では、1立方メートル当たりの単価が税抜きで柳井地区が95円。ですが浜田市が29円というようになっているので、これと比べても浜田市の方が安いかなと思う。

○森谷委員

だから浜田市が安いのではないかと私はずっと言っている。山口県の工業用水道というのは、家電用の工水か。

○水道管理課長

はいそのように聞いている。

○森谷委員

誰から聞いているのか。

○水道管理課長

山口県の企業局に問い合わせをして、そういうふうに回答をもらった。

○森谷委員

浜田市の単価は29円という単価はどうやって出したのか。

○水道管理課長

こちらの方が令和2年の料金規定により条例改正をして29円にしている。

こちらの方は令和2年に料金改定をした際に2号機が稼働するのを見越して単価を48円から29円に下げていて、今現在29円にしているというところである。

○森谷委員

だから何なのか。

○足立委員長

今、29の根拠を執行部は説明したが。

○森谷委員

根拠ではない。2号機ができたから半分にしたいみたいな全然根拠ではない。どうやったかだけで根拠ではない。それから令和2年に条例があるのなら、その山口でも条例があると思う。条例は手に入るものだから、それは手に入れられたのか。電話で聞いただけか。

○水道管理課長

電話で聞いただけである。

○森谷委員

浜田市は文書主義を取っており、軽微なもの以外は公文書として残すことになっている。この電話の記録は公文書として存在するか。

○足立委員長

徐々に脱線してきているので元のこの経営分析のことに關してのやり取りをしてほしい。

○水道管理課長

これについてはうちの方の金額が高いか安いかわかる確認のために聞いただけなので、文書としては残していない。

○森谷委員

後から聞きにいくのでさっき答えてくれていなかったことも含めて、全部責任を持って答えてほしい。

○水道部長

後ほど回答する。

○足立委員長

ほかに質疑の方はあるか。

○串崎委員

最後から2ページ目、投資財政計画というのがあり、職員の給与費というのがある。基本給が令和6年までから比べると、令和8年度半分みたいに落ちている。1,000万から580万に。職員給与のところ。

○水道管理課長

令和6年度から令和8年度に一気に落ちているのは、令和6年度に正規職員がいたがそちらの方が再任用職員に変わったりした関係で金額の方が下がっている。

○串崎委員

分かった。その下にまた2番で経費って書いてある。経費の中にその他という欄がある。本年度4,200万、来年令和8年3,500万ってあるが、結構大きな金額だがこれは何なのか。

○水道管理課長

こちらの方は表の上の方にはまっていない経費である。動力費修繕費材料費以外の委託料とかそういった契約に基づいたものの支払いとかそういった上の動力費修繕費材料費にはまらないものが全部ここに来ている。管理委託とかそういうところでの支出が結構大きくあったりするのでその辺のところの原因かと思う。

○串崎委員

令和6年度から本年度、令和8年と結構金額的にも大きく上がっているが、それはそういう理由でということか。

○水道管理課長

昨今の物価高騰もあり、そういった動力費とかそういったところで、金額の方、上がってきているものである。

○足立委員長

他に質疑がないようであれば次に移る。

(17) 浜田市下水道事業経営戦略の改定について

○足立委員長

執行部から説明をお願いします。

○水道管理課長

下水道事業経営戦略について説明する。令和6年4月にそれまで特別会計であった農業集落排水事業、漁業集落排水事業、生活排水処理事業を地方公営企業法に適用し会計統合したことに伴い、昨今の物価高騰の影響等を踏まえ、持続可能な下水道事業運営のための中長期的な経営の基本計画に見直しを図った。計画期間は令和4年度に策定した経営戦略の中間見直しとして位置付けているため、令和4年度から令和13年度としている。整備状況や普及状況、使用料収入等各事業の状況等を分析し、実績値を踏まえ目標値を設定している。農業集落排水事業、漁業集落排水事業、生活排水処理事業については令和5年度まで特別会計であったこともあり、過去にあった経営戦略では投資や財源についての記載はあったが、持続率や経費回収率といった数値目標はなかったため新たに目標値を設定した。現状分析においては、事業ごとに経営比較分析表を活用して令和5年度までの決算額を用いて類似団体と比較している。経費回収率と接続率は浜田市は類似団体と比べて低い水準にあり、接続勧奨により接続率の向上に取り組む。また、本市の汚水処理人口普及率は島根県平均を大きく下回っている状況にある。この普及率向上を図るため、浜田処理区整備事業に着手し令和8年度末の一部供用開始に向けて現在整備している。投資財政計画として、浜田処理区整備事業の他、施設統合整備事業、ストックマネジメント改築事業などを計画しており、財源については国庫補助金や企業債を最大限活用するとともに、一般会計からの基準外繰り入れの抑制に努める計画としている。この投資財政計画の達成状況については、毎年度PDCAサイクルによる進捗管理を行い、令和12年度には経営戦略の見直しを行う予定にしている。その後も5年をめどに見直しを行い、社会情勢や事業環境の変化に適応した計画となるよう努めていく。

○足立委員長

それでは質疑を行う。委員から質疑はあるか。

○森谷委員

結局一言で言うと、どういう説明になるか。

○水道管理課長

今回の経営戦略大変ボリュームが大きくなっており、先ほど説明したのが精一杯短縮して説明したものである。今後の収支についての戦略になっており、今までの収入、それから今後こうしていきますというところを書いてあるが、今現在市街地整備

等も進めているのでそういったところも踏まえながら施設管理等をどうしていくかというところも入っている。

○森谷委員

答えやすいように分解して聞く。今下水道が市街地に整備されている。あとはどこまで計画に入っているか。

○下水道課長

下府、あと三隅。三保三隅の公共下水道、あと旭の下水道が入っている。

○森谷委員

もうちょっとエリアが分かるようにしてほしい。口頭だったら下府で分かるが、三隅地域と言ったら広いから。

○下水道課長

失礼した。

三隅川沿い支所を含めて三隅川の下流までの地域がこれが公共下水道のエリアになる。旭は支所も含めて西側になる。

○森谷委員

今いろんなところで本下水から浄化槽に変換しているが、それはこのプランの中では全くないのか。

○下水道課長

個人設置の浄化槽ということか。

○森谷委員

そういうふうに限定していないが、コミプラといって例えばいろんな団地に中程度の浄化槽があるが、下水というのは巨大な浄化槽である。その巨大な浄化槽を作るというのは人口増減が読み切れないわけだが、個別の浄化槽なら人口が増えれば勝手に浄化槽を作るわけだからリンクする。だから一番効率的ではないかということで出雲などは方向転換しているし、北広島も方向転換している。今そういう計画というのが全然見えなかったので検討するという言葉さえも聞けなかったので確認したかった。

○下水道課長

集合処理から個別の処理浄化槽に変えるというところは実は入っていない。市の管理している施設に対しての計画というところで記載をしている。今後どうするのかというところになると、今現状整備しているエリア、市役所、駅前、図書館、浜田港周辺の範囲の整備費用というのは掲載している。それ以降のところというのはまだこちらには反映していない。

○森谷委員

管路といって、大きな下水の施設までいろんなビルとかからどんどんパイプが通っていくやつ、管路って1メートル10万円くらい、それから災害が起きてずっと切れたときにはそこから上流側の処理能力がゼロになる。だけでも浄化槽をやっていけば一対一だから災害にも強いということで人口の増減にも対応するということで、まずそういうふうに関の市もやっいてそういう流れがあるわけである。

そして管路というのは更新しなきゃいけない。浄化槽は更新の必要がないし管理料というのは市民が払うわけである。市が払わないということは願ったり叶ったりで1円も要らないわけである。浜田市の下水道の財源というのは。それなのにそんなことを世の中分かっているのに、浜田市はその話題にも出さないというのが不思議である。下水道計画を作るから、その計画外のところは浄化槽になってしまうわけだから関係ないことはない。表裏一体のものである。計画の中に本下水を作ることしか入っていない。よそはどんどん変更していっているのになぜ入れていないんだという質問である。市民の事を考えれば下水道計画をストップすることも立派な計画のひとつである。なぜそういったことを盛り込まないのか。

○下水道課長

これはあくまでも今持っている施設を今後どうしていくかという計画になるので、今委員がいったものは多分今後の下水道、污水处理施設をどう整備していくかという浜田市の基本計画のところの話ではないかと思う。その部分は確かにこちらの方には載っていないが、別のところでそういった計画というのは反映させていきたいと考えている。

○森谷委員

接続率なども当初予定したのともう全然違って、その6割くらいのレベルである。

もう10年20年経っていても。そういうことも反省材料として学習した上で計画に載っているような気がしない。乗っけなきゃいけないわけである。接続率を高くすることができこないわけだから。その辺で穴だらけの計画になっていると思うが、そこら辺を詰めていくということもするのか。

○下水道課長

最初に水道管理課長の方の説明にも出てきたとは思いますが、今やっている市街地の方の整備についても接続率を高める取組、何かそういった支援であってそういったものをしていきたいというのはしっかり考えていきたいと思っている。

○森谷委員

それから今いったところというのは、人口減少は極端なわけである。

人口減少が著しいところで大きな施設を作って割り算したら1人当たり高くなりましたよということというのは、もう人口減少している中では常識になっているわけである。そのところを外してやってはいけない。特に今言ったところ三隅とか旭とかというのは少なくなる勢いが強いわけである。そういうところに大投資をするのだったら、それぞれのところを下水道以外の別の事に投資をするだとかもっと市民の意見を聞いてやってほしい。

○足立委員長

他に。よろしいか。

(18) 第3次浜田市水道ビジョンについて

○足立委員長

執行部から説明をお願いする。

○工務課長

第3次浜田市水道ビジョンについて説明する。

資料についてだが、レジュメ1枚と概要版A3横長のもの、それから冊子になったものがある。委員へはそれぞれ配信されているかと思う。その上で、第1次、2次浜田市水道ビジョンの計画期間が令和7年度までであることから、この度第3次浜田市水道ビジョン案を取りまとめたので報告をする。まず1番目に策定の背景だが、浜田水道ビジョンに基づき水道施設の整備や経営の効率化などに取り組んできたが、第2次浜田水道ビジョンの計画期間満了に伴い計画の見直しを行い、第3次浜田市水道ビジョンの策定を進めている。人口減少や施設の老朽化など水道事業を取り巻く環境は厳しく、将来にわたって安全安心な水道水を安定的に供給していくため策定するものである。

2番目に計画の期間だが、令和8年度から令和17年度までの10年間。基本理念、基本方針は記載のとおりとしている。3番目に今後の取組についてだが、パブリックコメントを実施し、その結果を踏まえ最終的な取りまとめを行う予定としている。なお説明については、お手元の概要版を使用したいと思う。第1章として策定の背景などについて触れている。まず安全安心な水道水を将来にわたって安定的に供給していくため策定をするものである。想像以上の人口減少や物価高騰などの影響、技術職員不足などが課題となっている。その次に、第3次浜田市水道ビジョンでは現状と課題を整理した上で、事業を推進するための基本計画として策定をする。安全、強靱、持続の3つの観点から今後の実現に向けた指針としていきたいと思っている。第2章水道事業の現状についてだが、水道水需要の見通しとしては給水人口減少傾向を示している。令和12年度には4万990人になると推計をした。これに伴い有収水量が減少しひいては市料金収入も減少を見込んでいる。施設や管路、設備などの老朽施設が数多く存在しており更新時期を迎えている。水道管についても法定耐用年数を超過したものが増加している。耐震化の状況については基幹管路の耐震化を優先的に取り組んでおり、令和6年度末時点の耐震化率（基幹管路を分母としたもの）は19.1%となっている。また水道事業経営の状況として企業債残高や料金回収率について触れている。第3章及び第4章については、現在の課題と将来像を目指すべき方向性について右ページに対比して記載しているので併せて説明をする。まず安全については水質水源汚染対策など3項目の課題があり、基本方針として安全な水道水の供給としている。この実現方針として水質検査の実施などに取り組む。2つ目の強靱については管路の耐震化などの課題があり、基本方針は災害に強い水道の構築としている。この実現方針として重要施設配水管耐震事業などに取り組んでいる。持続についてだが、適切な施設の更新などの課題がある。基本方針として水道事業経営の持続としている。この実現のため上水道施設耐震化更新計画の見直しなどに取り組んでいく。以上の背景、現状課題、実現方向性により、基本理念である「きれいで安全な浜田の水をいつまでも」の実現につなげていきたいと思っている。最後第5章として事業化計画について記載をしているものである。

本冊、ページかなりあるが内容の重点を絞っての説明とした。

○足立委員長

それでは質疑を行う。委員から質疑あるか。

○森谷委員

現状は水道の供給能力と皆が使っている水道の消費量、どのくらいの差があるのか。ギリギリなのか余裕があるのか。

○工務課長

現在数字を持ってきていないが、余裕はかなりある。能力に対してギリギリということはない。ただ地域によってばらつきがあることも事実である。

○森谷委員

一番大きいのは美川の周布川の伏流水使っている井戸のあそこだと思うが、それで間違いないか。

○工務課長

一番大きいのは美川で間違いない。

○森谷委員

ざっくりその能力の2分の1も使っていないか、2分の1くらいは使っているかどんな感じか。

○工務課長

2分の1を少し上回る程度になっていると思う。

○森谷委員

以前に売り先を探したいと盛んに言っていた水道部長がいたが、そのプランは引き続き継続されているのか。

○工務課長

そのようなことがあったということは聞き及んでいるが、現在は何も計画はない。

○森谷委員

有収率というが、もう能力はたっぷりあるのなら気にしなくてもいいのではないかと思う。漏れた場合のコストというのは固定資産はもうあるわけである。あとカルキを入れる電気で送るくらいの話ではないかと思うが、コストはどのくらいのものなのか。今漏れている水に対してのコストは。

○工務課長

これも数字を全部掴んでいないが、必要経費の中には委員の指摘のとおりのもがある。固定資産はそのままかと思うが。動力費、それから言われた薬品費、これに加えて人件費などが漏水を含めて生産するためにかかった経費になっている。金額は今即答できかねる。

○足立委員長

他に。ないようであればこれで質疑を終了する。

(19) その他

○足立委員長

それでは続いて(19)その他である。配布物として「放課後児童クラブの入会状況について」「令和8年度子育て支援ガイド」「令和8年度運動会及び学習発表会等日程」「令和8年度学校別児童生徒数一覧表」があるので各自確認されたい。その他執行部から何かあるか。それではここで執行部からの報告事項について、6月4日に開催される全員協議会で報告し説明するものを決定するため、まず執行部の意向を確認したい。

○健康福祉部長

項目としては15項目目、水道料金の改定に伴う市民周知について、この1件について提出し説明をしたいと考えている。

○足立委員長

委員の皆様よろしいか。

それではここで執行部の方々は退席されて結構である。

お疲れ様でした。

(執行部退席)

ここで暫時休憩する。

[14 時 25 分 休憩]

[14 時 37 分 再開]

○足立委員長

それでは会議を再開する。

2 議会による事務事業評価の進め方について（委員間で協議）

続いて議題2、議会による事務事業評価の進め方についてである。令和7年度事業に係る事務事業評価を実施することになっており、当委員会においては社会福祉協議会助成事業、令和7年度当初予算説明資料85ページ、ナンバーで言うと171になるが、これを今回選出し全員協議会で決定した。現在執行部に対して事務事業評価シートの作成を依頼しており、執行部からは6月10日水曜日を目途に議会へ提出される予定である。6月18日の定例会議初日の文教厚生委員会において所管事務調査事項を協議する際、担当課に追加で確認しておきたいことがあればこのタイミングで求めることもできるので、それまでに確認したい内容のリストアップをしておきたいと考えている。

委員からこの場ではなかなか意見が出ないようであればまたLINE WORKS等でそれぞれの意見を述べていただきたいと思うが、今すぐに何か思いつくようなことはあるか。

○森谷委員

社協が5月20日にここに説明に来て全協で話すというのはいつ話すのか。

○足立委員長

6月4日に全協だったと思うが、このところで社会福祉協議会からの現在予算の執行保留になっていることに対して一定程度の書面により説明がなされると伺っている。

○森谷委員

そのことと今の事務事業評価、対象はどちらも社協である。これ関係するのではないかと思うが関係するという前提で良いのか。別々の話か。

○足立委員長

全く関係ないわけではない。ということは、今回社協が6月4日に出されるものに対しては令和8年度の当初予算、私たちが一部執行保留をかけているのでその執行保留を解除するに当たって組織のあり方や中身をどう変えていくのかという話がある。ただし、それはこれまでの去年1年間でなされた課題ではなくて、これまでのずっと続いてきた課題でもある。その課題には当然令和7年度の社会福祉協議会助成事業にも関わってくる部分でもあるので、先ほど申したように全く関係ないわけではない。けれども両方ともがイコールでもないというふうな理解をしていただきたい。

○森谷委員

結局、事務事業評価というのはいつからいつまでの評価をするのか。

○足立委員長

これは令和7年度の事業に係る事務事業評価になるので、令和7年4月1日から令和8年3月31日の間に社会福祉協議会助成事業で支出をした約1億円の助成事業に対しての事務事業評価を行うことになる。

○森谷委員

この事務事業評価はよく前年度の目標があってその目標に9割達していたら90点ということで評価みたいなことをするが、それと同じようなことと考えて良いのか。

○足立委員長

流れとしてはそのような流れで、ただし向こうにKPI例えば数値目標であったりそういうものはなかった。当初予算で確認もしたが、そうしたこともこちらの指摘事項で挙げることは十分可能である。

○森谷委員

指摘事項だけで監査みたいな感じである。これについて評価というときに本来の数字がどうかとか目標としている数字がどうかということがない状態で、巨大な組織である。いろんなことをやっている。それに対して素人みたいな私たちがチェックしていくというのはどういう次元でやれば良いのかが少し想像できない。向こうは目標も設定していないわけで、本来どうすれば良いのかも分からない。この状態で私たちがこれはゴミだとすれば良いのか、これは大切だから素晴らしいと評価すれば良いのか、そういうものが存在しないような気もするが、どういう次元でやるという方針を立てれば良いか。

○足立委員長

その方針も含めて、まずは6月10日に議会に出された資料をベースに我々の方で議

論をしないといけないと思うし、中身を把握しないといけないと思う。

○森谷委員

6月10日に何が出されるのか。どこから。

○足立委員長

6月10日に執行部から議会に対して事務事業評価シートというものが提出される。

そのシートが私たちのところに配布され、それをベースに私たちは令和7年度の社会福祉協議会助成事業の中身について評価を最終的にするということになる。

○森谷委員

事業評価というのは分厚いやつで、何百という事業があつて、それに対して空き家バンクは600%やっているからSだとかと書いてある指標のことか、紙のことか。

○足立委員長

私も紙は分からない。その評価シートを見ていない。皆さんのお手元に事務局から配信をしていただいたが、これが1年前の令和6年度で上げられた分なので、これが令和7年度版として中身は概ねこんな感じで出てくるかと思う。これに対して向こうがどれくらい記載されてくるか分からないが、6月10日に提出される予定である。

○森谷委員

社協だけが作るのか。それともいろんな事業がこれを作るのか。

○足立委員長

所管課がこの社会福祉協議会助成事業のことについて作成する。令和7年度当初予算でいうと85ページに記載されているもの、予算ナンバーで言うと171番のものに対して私たちはこれでやりますと結論しているのです。

○森谷委員

私たちが議論しているのは社協のこの1枚だけについてということであつたか。各委員会で作成を指示した事業・所管課についてのみが作成するものでよかつたか。

○足立委員長

今回で言うと総務委員会はまちづくり社会教育課、うちで言うと高齢障がい福祉課、それから産業建設委員会では水産振興課と観光交流課が出される予定である。これ以外の課はとりあえず今回事務事業評価には上がってこないということになる。今回6月10日に出されるものが手元に届いてから追加で確認したいこととかも出てくるかもしれないし、今ここで改めて聞いておきたいことがもしあればと思ったが。多分中身を見てなかなか出てこないと思うので、6月15日月曜日までに、もし追加で確認をしたいことがあればLINE WORKSで事務局の方に申し出てほしい。確認項目を。よろしいか。

○森谷委員

これに記入されたくらいでは何も分からないし、仮に正確な記入がなくても正確か不正確か分からない。やらないよりやった方が良い程度のことで、何も効果があるとは思わないが。

○足立委員長

出された資料の中で私たちが最大限確認するということが議会でなっているのでそのつもりでお願いしたい。それでは6月15日月曜日までに追加で聞きたいことがあれば事務局の方に提出をお願いします。よろしいか。それでは次に移る。

3 その他

(1) 行政視察について（委員間で協議）

○足立委員長

前回の委員会で期間は7月7日から9日、視察先候補は川崎市と草加市が挙がり、その他適宜検討するという事になっていた。現状の決定状況について書記から報告をお願いします。

○山崎書記

今のところ各視察先候補に挙がっていたところに依頼をかけたところ、川崎市からは受け入れができないということで断られた。その代わり、7月7日の午後およそ3時からだが、川崎市社会福祉協議会は受け入れ可能であったため、まず7月7日の午後に川崎市社協へ視察し運営状況や現地で力を入れておられる独自事業などについて話を聞くこととなっている。その次の日7月8日の午前はまだ未定の状況である。

NP0法人カタリバにアクションを取っている。その後7月8日の午後、ここで草加市が確定している。伺う内容としては「こどもまんなか草加」という子どもに関する取組についての全般を聞きたいと思っている。今草加市がちょうど子ども基本条例の策定準備中ということでいろんなアクションを起こしていると聞いているので、そういったことも中心に視察できればと思っている。これが7月8日の午後である。今のところ決まっているのが川崎市社協と草加市の2つということになっているので、その間も含めてあと埋めていければと思っている。以上である。

○足立委員長

皆さんのLINE WORKSの中から今事務局がちらっと言ったが、カタリバや、それから新宿区の子ども園などもあるが、そういったところを今事務局の方で当たってもらおうと思っている。7月8日の午前中に入りたいと思っているが、7月9日、最終日の9日の午前中も空いているのでできることならそこも行きたいと思っている。

このことについて皆さんから意見があれば。皆さんのほうからこの視察について追加で行きたいところ、ここはどうしても寄りたいところなどがあれば意見を。

○岡山委員

先ほどの委員会中の資料の中に子どもの権利に関する条例の資料があったかと思うが、その中にアドバイザーで入られる子どもの権利条約総合研究所というところが今助言を行っているところが埼玉県和光市と東京都世田谷区、東京都武蔵野市とあったので、そちらに伺うとこれから子ども基本条例を作るときの参考になるのではないかと思った。

○足立委員長

ほかに何か意見はないか。

私も岡山委員と同様先ほどの執行部からの報告の中でそういった具体的な自治体名が出てきたので、もし寄れるなら寄ってみたいと思った。ということでその部分を空いているところ、和光市や他の世田谷区などそうしたところを少し当たっていただきたいと思う。よろしくお願いします。

○森谷委員

草加市と和光市は近いのか。

○山崎書記

同じ埼玉県ではあるが、電車の便で言うと少し方向が異なるためにすぐに移動ができるかというとなかなか直接やり取りするところではないので難しいかと思う。一度東京に出てそれから行くというV字型のような移動になろうかと思う。

○足立委員長

8日の午後を草加市に行くが、この日は草加市で宿泊となっているのでそのつもりでいてほしいと思う。

○森谷委員

いつ何人で行くのか。大人数でなければタクシーであれば横移動ができると思う。

○山崎書記

現地でタクシーを調達できれば可能かと思う。

○足立委員長

ということで視察先は7日の午後、川崎市社協が確定している。それから8日の午前は現在未定。それから午後が草加市。宿は草加市というふうに決まっている。9日の午前も空いている。行き帰りは萩・石見空港を使うという前提でよろしいか。

○山崎書記

今ちょうど確定しそうなところなのであれだが、できれば萩・石見空港を使いたいと思うが、空席状況等によっては新幹線移動になる場合もある。帰りだけとか行きがとかいうこともあると思う。

○足立委員長

場合によっては新幹線ということでそのつもりでいてほしい。いずれにせよ事務局の方をお願いしようと思う。7日の夜の宿泊場所はどうなっているか。

○山崎書記

7日の夜は視察を川崎市社協で受け入れてもらうということなので、できれば川崎駅の近くなど川崎市内で宿泊をすることを考えてはいる。

○足立委員長

ということで7日の晩は川崎市ということである。あと視察のことについてはまだ詳細なことは決まっていないので、昼食晩ご飯等に関しては各自自由になるのかそれともみんなでするのかということも含めて、もう少し後で決定できたらと思うが皆さんから何か意見があるか。それではまた後日改めてということにしよう。視察についてよろしいか。それでは次に移る。

(2) 取組課題について（委員間で協議）

○足立委員長

当委員会においては今回「こどもの権利の推進について」ということを取組課題としているが、本日執行部の方から報告事項があり、委員会としては行政視察もあるところではあるが、今後の進め方について少し委員同士考え方を一致したいと思っている。委員から少し意見、これからの取組テーマについてどのようにうちの委員会として取り扱っていくのかという考えがもしあれば教えてほしい。

○花田委員

先ほど執行部の方からもあったが、こどもの権利に関する条例制定のスケジュール案というのが出た。それにも関わる、私たちもどのような考え方でどのように共にやっていくのかという意味でも執行部と少し意見交換ができればと思っているがどうか。

○足立委員長

今花田委員から執行部と今日説明はあったが、こどもの権利条例について執行部の考えをより深掘りしながらこれからの考え方やどの程度議会側委員会として関与していくのかということも含めて、一度近いうちに意見交換ができたらと思っているがどうだろうか。よろしいか。それじゃあ事務局の方で担当部署の方と当委員会が意見交換できる時間のセッティングを調整含めてお願いしたい。候補日を3日くらい挙げていただいてまたLINE WORKSで流していただけたらと思うのでよろしくお願いします。

○芦谷委員

さっきの質疑でも言ったかもしれないが、条例だけにとどまらない広範性があるので、できればこの当委員会なので具体的な条例には盛り込まなくても条例を受けてやる事業などそんなことも少し考えてもらえれば提案できるなと思っている。

○足立委員長

とても素晴らしい意見ですので、ぜひ芦谷委員も案を持って一緒に議論していこう。

○山崎書記

意見交換会の大体の時期だが、6月議会中でということになるのかそれとも例えばこの行政視察の後、ワークショップなどが始まるあたりを想定されているか。

どのあたりで想定されているか伺えればと思うが。

○花田委員

視察の前後は分からないが、少なくとも7月20日のこどもワークショップまでにはやりたいなと考えているがどうか。

○足立委員長

7月20日までという話もあったし、できれば議会中であった方が集まりやすいのかなと議員側も思うところもあるので、できれば議会中でどこか執行部に時間がある時に話ができたらと思うのでそれで日程調整よろしくをお願いします。そんな感じで取組課

題進めていきたいと思うがよろしいか。それと、行政視察のところで各自場所が確定したら、最低そのところで質問したいことを1つ以上はLINE WORKSで挙げておいてほしい。行ってただ話聞いて終わりということではなくてやはり向こうのいいところをしっかりと吸収して帰ってくるという意味合いもあるので、質問事項等は各自考えてほしい。現在確定している川崎市の社協と草加市が確定しているのでその点はよろしくお願いします。締め切り等についてはまた改めてLINE WORKSで流そうと思っているのでよろしくお願いします。それじゃあ行政視察と取組課題についてはこれでよろしいか。その他に委員から何かあるか。それでは次回の日程の確認をする。次回の委員会は、定例会議初日の6月18日木曜日である。

全員協議会終了後から、第2委員会室で開催予定になっているのでよろしくお願いします。

以上で文教厚生委員会を終了する。

[15 時 02 分 閉議]

浜田市議会委員会条例第 65 条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

文教厚生委員会委員長 足 立 豪